

富田林市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【中間見直し】



令和5年3月

富田林市

目 次

第1章 基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の主体	3
1.4 計画の対象	3
1.5 計画の対象地域	4
1.6 計画期間	4
第2章 富田林市の地域特性	5
2.1 自然的特性	5
2.2 社会的特性	7
第3章 ごみ処理の現状と課題	13
3.1 ごみ処理に関する国等の動向	13
3.2 富田林市のごみ処理の現状	17
3.3 前計画における目標値の達成状況と課題	41
第4章 計画の基本的な枠組み	51
4.1 基本方針	51
4.2 将来予測（現状趨勢）	53
4.3 計画の目標	58
第5章 ごみ処理基本計画の基本施策	61
5.1 施策体系	61
5.2 基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	62
5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」	64
5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」	65
第6章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制	67
6.1 収集運搬体制	67
6.2 中間処理体制	68
6.3 最終処分体制	69
第7章 計画の推進と進行管理	70
7.1 計画の推進	70
7.2 計画の進行管理	70

1.1 計画策定の趣旨

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動によって、これまで物質的に豊かな生活を享受してきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化など様々な問題が生じてきています。

こうした情勢を背景として、平成 27 年 9 月国連サミットにおいて、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標 (SDGs)」が全会一致で採択されました。国では持続可能な社会づくりの総合的な取組を目指し、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

富田林市 (以下「本市」という。) では、令和元年 7 月に「富田林版 SDGs 取組方針」を公表し、SDGs の要素を市政に取り入れ、最大限に活用することで、総合ビジョンに掲げた「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなで作る 笑顔あふれるまち 富田林」の実現につなげることでしてしています。

また、令和 2 年 7 月には、「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」の両方に選定され、経済・社会・環境の三側面の取組を展開し、令和 7 年開催予定の大阪・関西万博の推進と SDGs 推進の取組を促進していかなくてはなりません。

これらのことを踏まえ、平成 29 年 3 月に策定した「一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 [改訂版]」(以下「前計画」という。) について、中間見直しを行い、令和 5 年度から令和 13 年度までを計画期間とする「富田林市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」(以下「本計画」という。) を策定するものです。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エスディーゼーズ: Sustainable Development Goals) ー 持続可能な開発目標) とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した令和 12 年までに達成を目指す 17 のゴールと 169 のターゲットです。貧困問題をはじめ、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）として位置付けられ、上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、富田林市災害廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組についても、本計画における基本施策に含めることとします。

本計画の位置付けは、図 1.2.1 に示すとおりです。

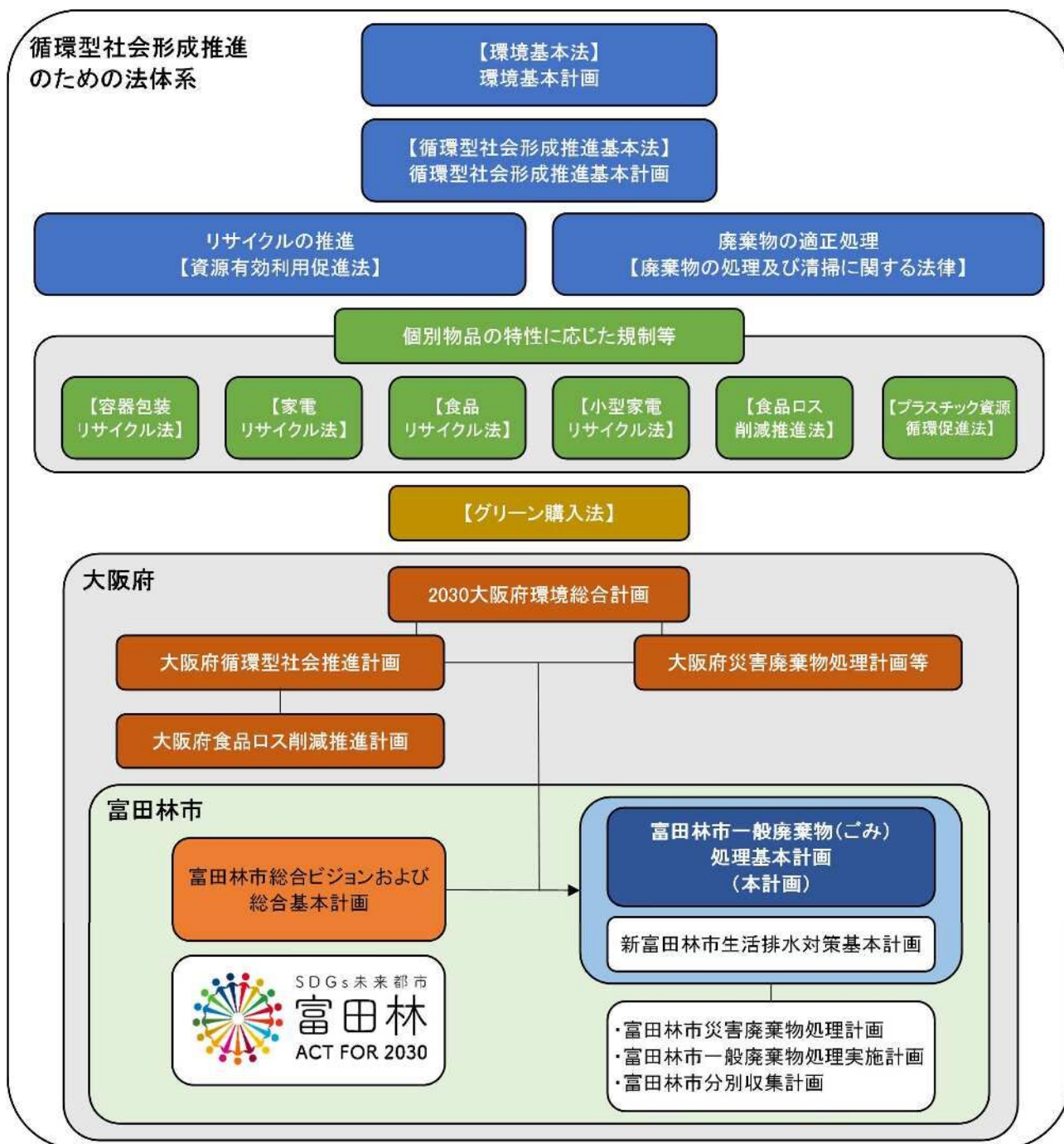


図 1.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の主体

「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」では、行政と市民・団体・事業所等の役割分担のもとで、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要とされています。

このため、計画の主体は、「市民」、「市民公益活動団体」、「事業者」、「行政」とします。各主体には、循環型社会及び脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するために連携・協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。



1.4 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、図 1.4.1 に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、さらに一般廃棄物のごみと生活排水に区分されます。本計画では、一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

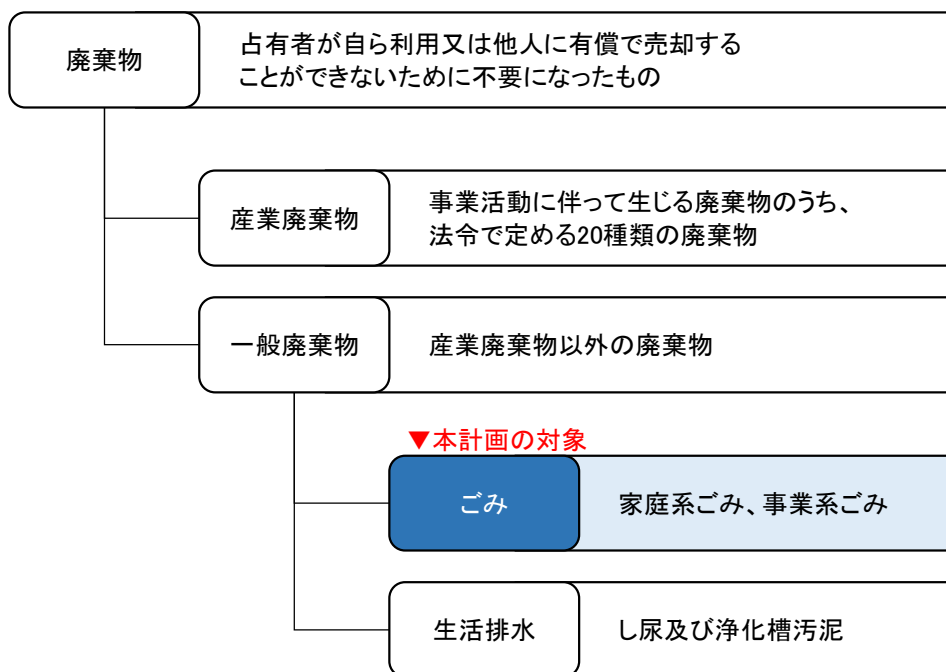


図 1.4.1 計画対象の廃棄物

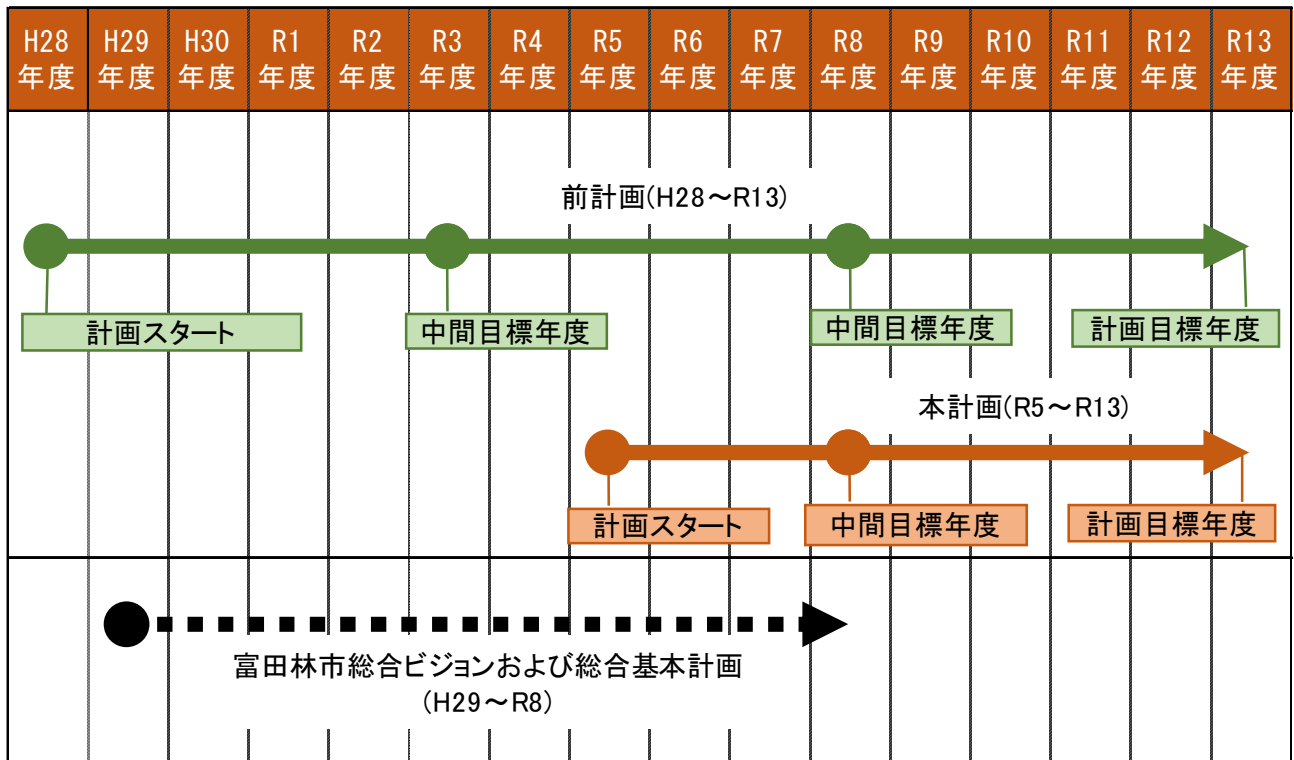
1.5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、富田林市全域とします。

1.6 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和13年度までとし、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の計画期間に合わせて、令和8年度を中間目標年度とします。

計画目標年度：令和13年度



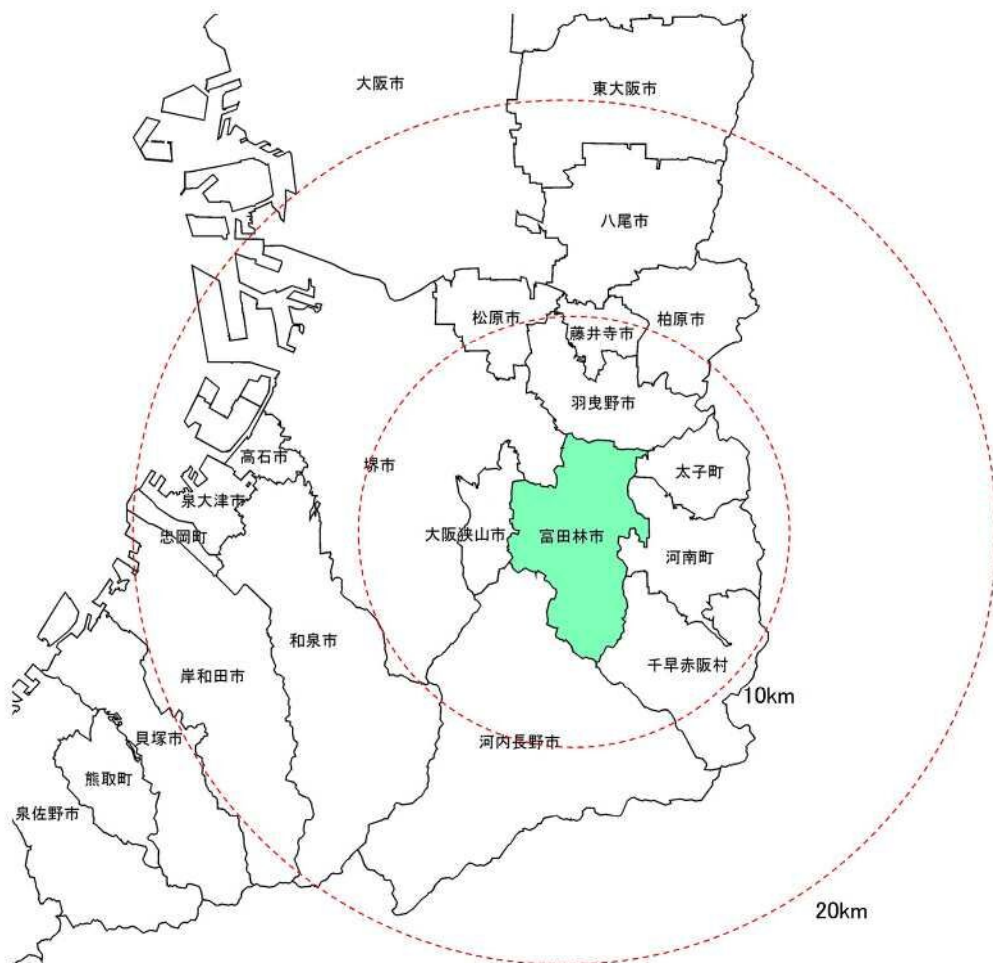
2.1 自然的特性

(1) 位置・地勢

本市は図 2.1.1 に示すように、大阪府の中心部から約 20 km の東南に位置し、市域の面積は 3,972ha で大阪府域の約 2.1% を占めています。

また、地形は市域中央部を流れる石川により形成された平野部、西部の丘陵部と金剛山系に連なる南部の山地部により形成されています。

市内には近鉄長野線、南海高野線の 2 つの鉄道をはじめ、大阪外環状線（国道 170 号）、大阪千早線（国道 309 号）といった広域幹線道路や、周辺には南阪奈道路が通っています。



出典：富田林市都市計画マスタープラン(富田林市、平成31年3月)

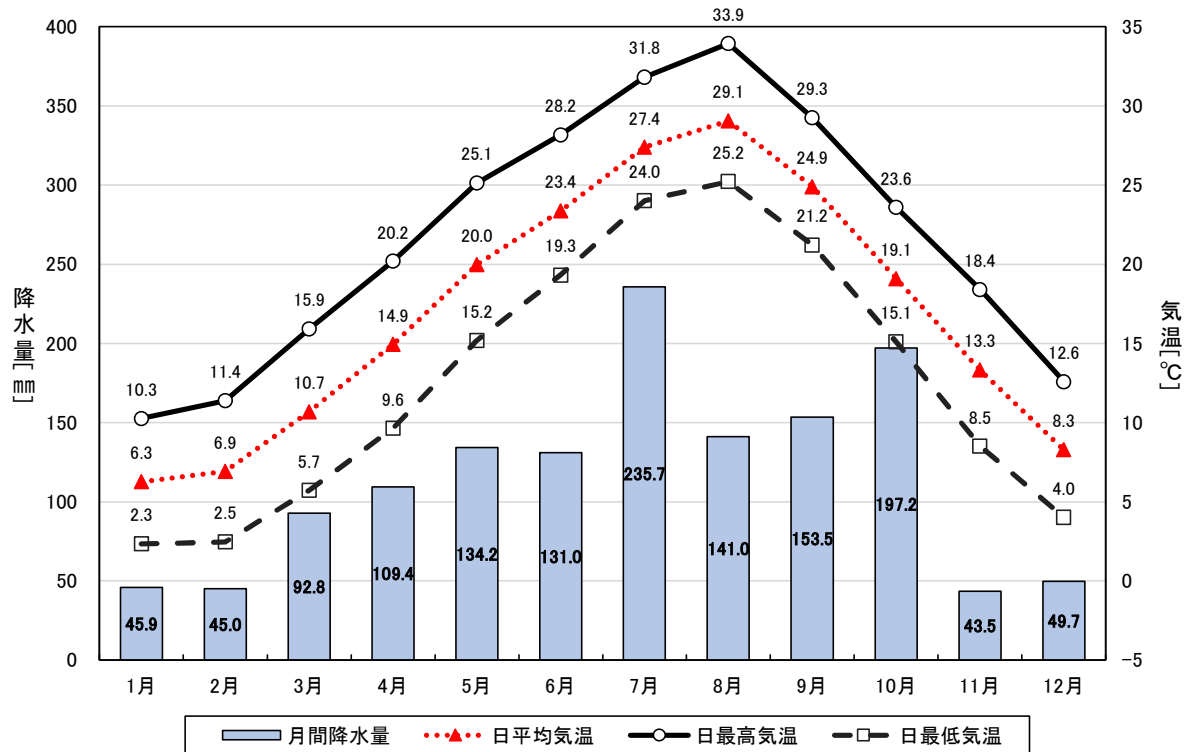
図 2.1.1 本市の位置

(2) 気象

本市の気象はおおむね平野地帯的で年間平均気温は17.0℃、年間平均降水量は約1,400mmで、瀬戸内式気候に類似した比較的温暖な地帯です。

降雨時期については、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬の梅雨、そして台風期を含む秋雨時に集中しています。

過去40年間の年平均気温の推移は、図2.1.3に示すとおり、緩やかな上昇傾向にあります。



出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計(堺観測所)
 注)グラフの数値は、平成29年から令和3年までの平均値です。

図 2.1.2 月別降水量及び気温

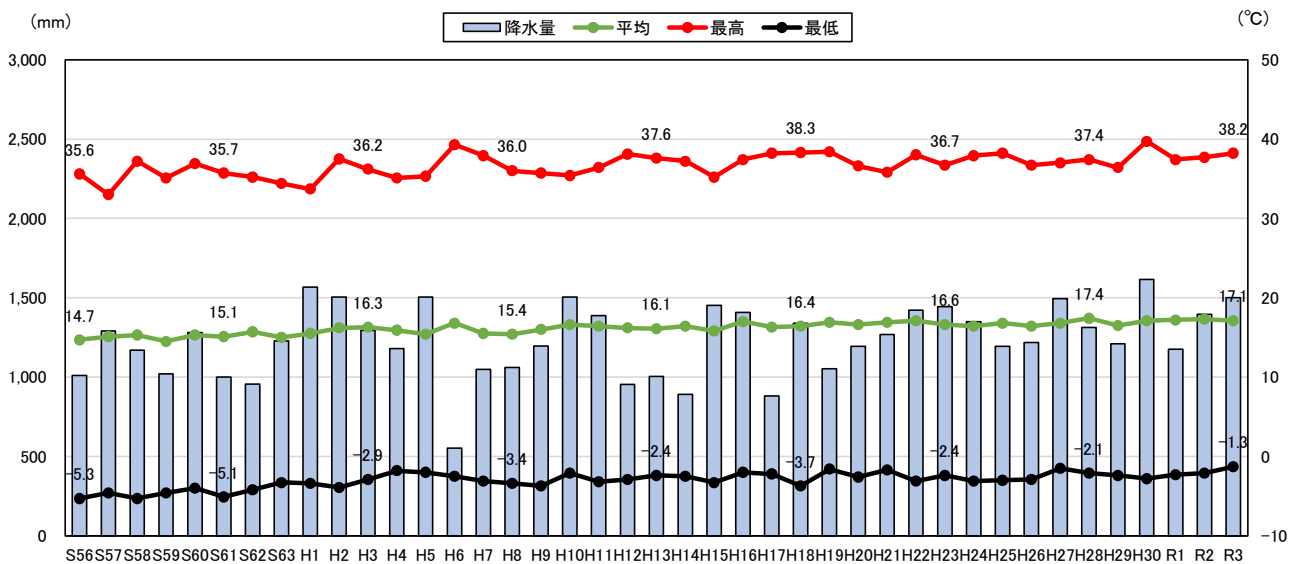


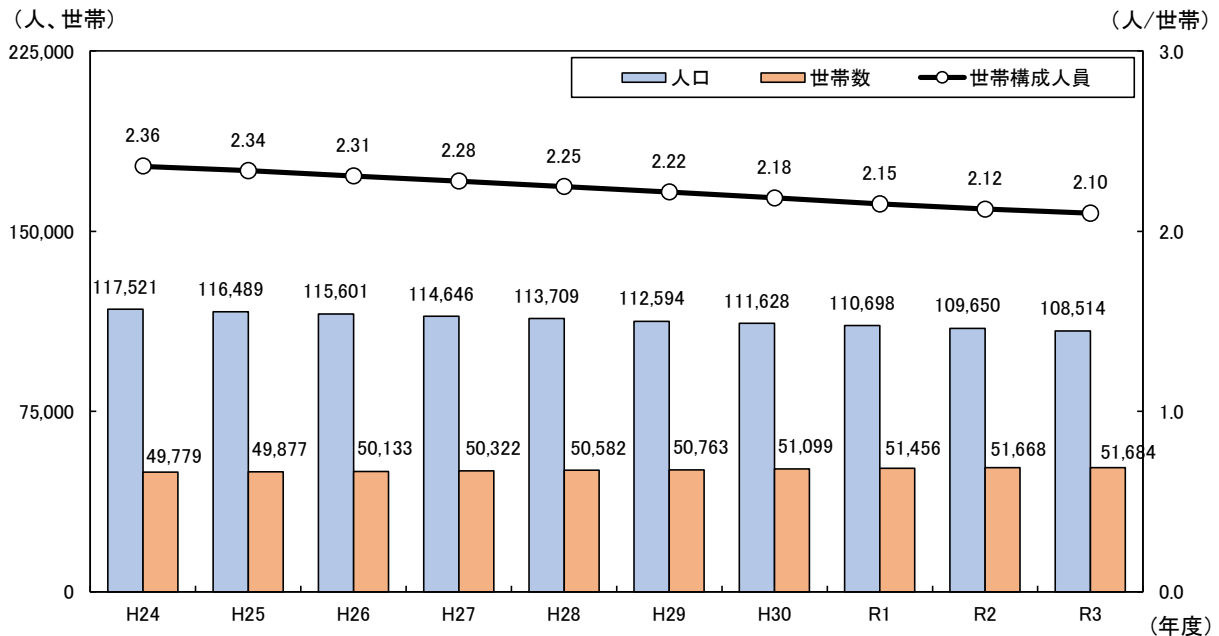
図 2.1.3 過去40年間の平均気温等の推移

2.2 社会的特性

(1) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移は、図 2.2.1 に示すとおりです。

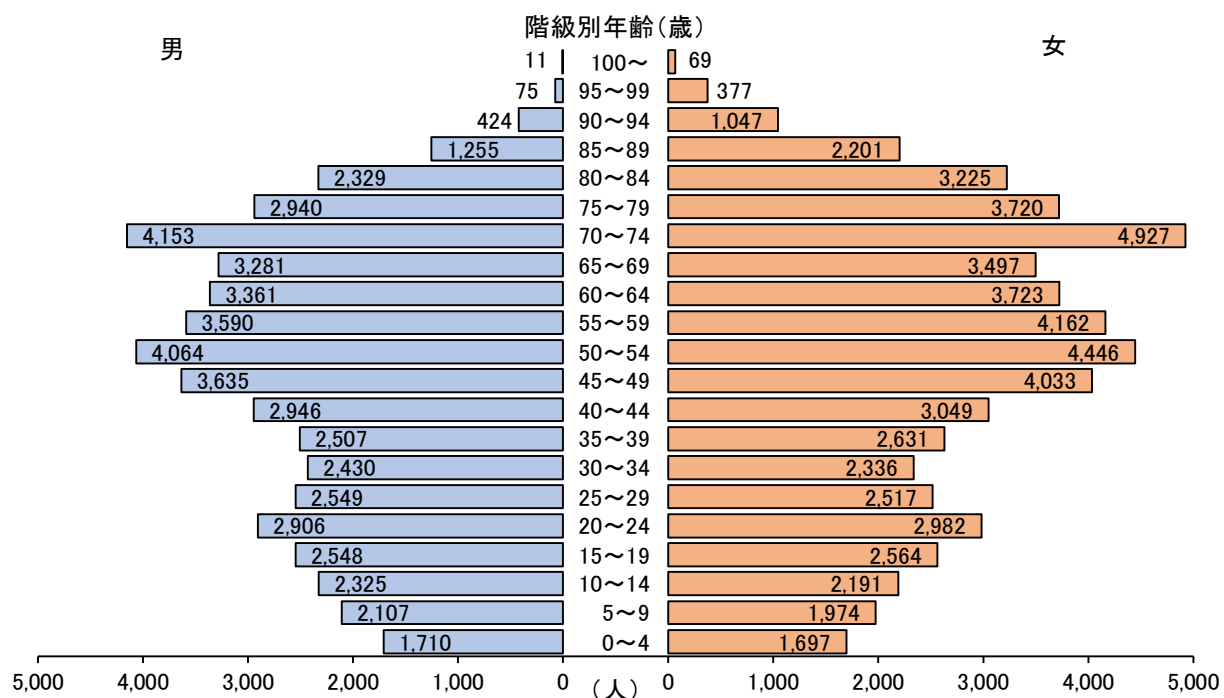
令和4年3月末の人口は108,514人、世帯数は51,684世帯で、世帯構成人員は2.10人です。平成24年度に比べ、人口が7.7%減少、世帯数が3.8%増加しています。人口及び世帯構成人員は、減少傾向にあります。



出典: 富田林市HP「3月末の人口の推移」(3月末)

図 2.2.1 人口・世帯数の推移

また、令和4年3月末現在の5歳階級別の年齢別人口は、図 2.2.2 に示すとおり、男女ともに70～74歳の団塊世代が多くなっています。



出典：富田林市HP「年齢別人口」(令和4年3月末)

図 2.2.2 年齢別人口 (令和4年3月末現在)

表 2.2.1 年齢別人口 (令和4年3月末現在)

年齢区分	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	割合(%)
0～14歳	12,004	6,142	5,862	11.06
15～64歳	62,979	30,536	32,443	58.04
65歳～	33,531	14,468	19,063	30.90
総計	108,514	51,146	57,368	100.00

(2) 産業構造

本市の産業の状況は、表 2.2.2 に示すとおりです。

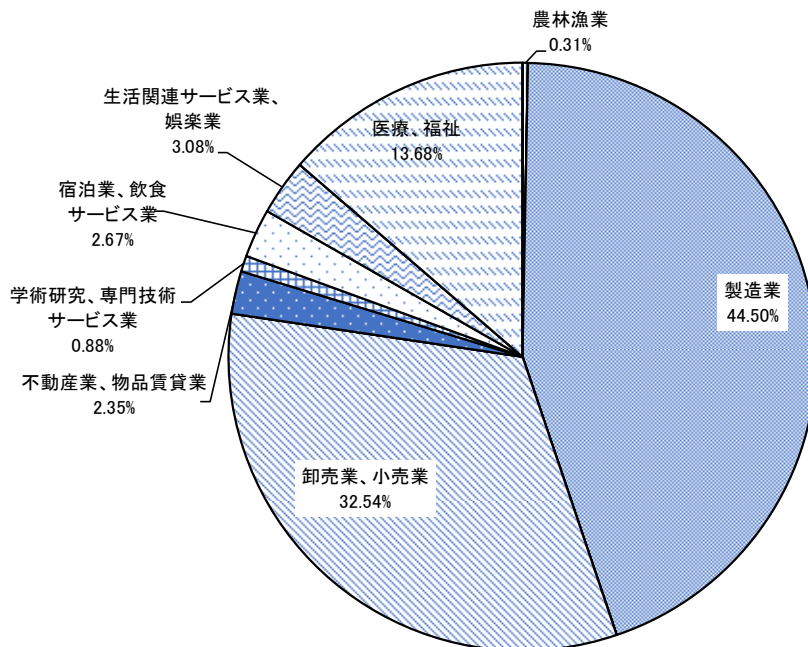
令和3年6月1日現在の民営事業所数は 3,336 事業所で、従業者数は 33,448 人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約 79%、従業者数では約 73%となっています。

また、産業別に見る売上金額の割合は、1位の製造業(約45%)、2位の卸売業、小売業(約33%)、3位の医療、福祉(約14%)の上位3位で約9割を占めています。

表 2.2.2 産業別事業所数及び従業者数(民営)

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類(大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	13	0.39%	82	0.25%	農林漁業	13	0.39%	82	0.25%
第二次産業	704	21.10%	8,856	26.48%	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
					建設業	256	7.67%	1,524	4.56%
第三次産業	2,619	78.51%	24,510	73.27%	製造業	448	13.43%	7,332	21.92%
					電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.09%	24	0.07%
					情報通信業	17	0.51%	85	0.25%
					運輸業、郵便業	69	2.07%	991	2.96%
					卸売業、小売業	679	20.35%	6,160	18.42%
					金融業、保険業	31	0.93%	337	1.01%
					不動産業、物品賃貸業	409	12.26%	1,009	3.02%
					学術研究、専門・技術サービス業	101	3.03%	455	1.36%
					宿泊業、飲食サービス業	287	8.60%	2,599	7.77%
					生活関連サービス業、娯楽業	249	7.46%	1,159	3.47%
					教育、学習支援業	135	4.05%	1,419	4.24%
					医療、福祉	408	12.23%	7,858	23.49%
					複合サービス事業	21	0.63%	444	1.33%
サービス業(他に分類されないもの)	210	6.30%	1,970	5.88%					
総計	3,336	100.00%	33,448	100.00%	総計	3,336	100.00%	33,448	100.00%

出典: 令和3年経済センサス活動調査(令和3年6月1日現在)



出典: 平成28年経済センサス活動調査(平成28年6月1日現在)

図 2.2.3 産業別売上金額の割合

(3) 土地利用状況

本市の都市計画区域は、市街化区域の面積は1,588ha、市街化調整区域は2,384haとなっており、市街化調整区域が全体の約60%を占めています。

また、用途地域別では、第一種住居地域が約31% (498.5ha) と最も多く、次いで第一種低層住居専用地域が約26% (416.9ha)、第二種中高層住居専用地域が約20% (324.4ha)、第一種中高層住居専用地域が約12% (190.1ha) となっています。

表 2.2.3 都市計画区域と用途地域の指定状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	3,972.0	100.0
市街化区域	1,588.0	40.0
市街化調整区域	2,384.0	60.0

用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	416.9	26.3
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	190.1	12.0
第二種中高層住居専用地域	324.4	20.4
第一種住居地域	498.5	31.4
第二種住居地域	30.0	1.9
近隣商業地域	42.3	2.7
商業地域	4.0	0.3
準工業地域	54.0	3.4
工業地域	—	—
工業専用地域	27.0	1.6
合計	1,587.2	100.0

(令和2年3月末現在)

出典: 令和3年度大阪府統計年鑑

(4) 財政状況

本市の一般会計決算額（歳出）は、表 2.2.4 及び図 2.2.4 に示すとおりです。令和3年度は、民生費が全体の約 51% を占めており、次いで衛生費約 13%、総務費約 11% の順になっています。

表 2.2.4 一般会計決算額（歳出）

[年度]	単位：百万円									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総額	36,756	38,773	38,562	39,630	38,168	40,821	40,250	43,803	54,982	47,591
議会費	360	366	352	370	349	332	333	308	308	311
総務費	3,885	4,386	4,114	5,159	3,617	3,521	3,178	3,816	14,903	5,149
民生費	17,136	17,221	18,140	18,266	18,777	19,154	19,222	20,324	21,112	24,098
衛生費	5,030	4,912	4,880	4,434	4,544	4,392	4,925	6,321	6,413	6,300
労働費	39	24	24	25	28	27	27	28	24	25
農林水産業費	151	160	159	135	158	172	175	373	183	189
商工費	116	168	162	341	139	150	147	144	300	707
土木費	2,964	4,026	2,485	3,615	2,721	2,817	3,646	3,599	2,540	2,362
消防費	1,208	1,361	1,686	1,616	1,514	1,543	1,569	1,508	1,564	1,583
教育費	3,645	3,869	3,995	3,409	3,986	6,108	4,341	4,609	4,471	3,658
災害復旧費	75	49	218	56	12	177	266	25	13	5
公債費	2,149	2,232	2,347	2,204	2,323	2,428	2,421	2,748	3,151	3,205
諸支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典1) 富田林市ホームページ「決算について」(H26～R2)

出典2) 大阪府ホームページ「市町村財政状況資料集」(H23～H25)

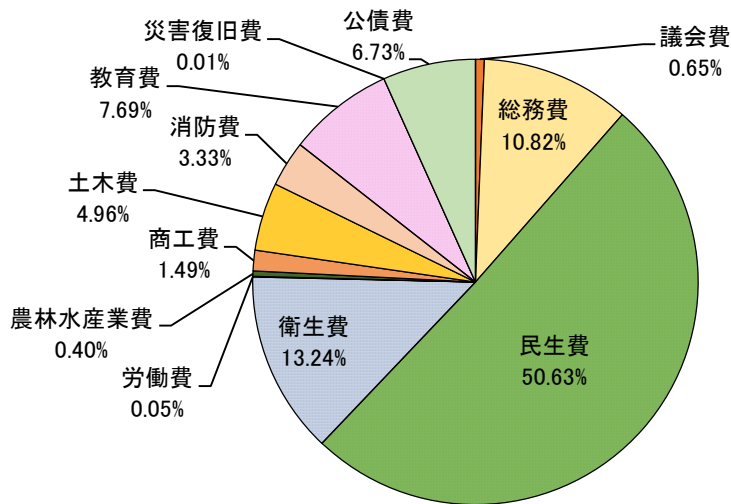


図 2.2.4 一般会計決算額（歳出、令和3年度）

(5) 富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画での位置付け

本市では、平成29年3月に「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」を策定し、本市のめざすべきまちの将来像の実現に向けて、基本施策、戦略的施策、4つの分野別施策、経営的施策からなるまちづくりの大綱に基づき、体系的に取り組を進めています。

本計画は、「分野別施策4 安全・安心で美しく快適なまちづくり」の低炭素社会の構築に位置付けられています。



出典：富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画(富田林市、平成29年3月)

分野別施策4 安全・安心で美しく快適なまちづくり	(1) 安全・安心な暮らしの確保	個別施策21 防災対策の推進	① 防災体制の充実 ② 災害に強い地域づくり
		個別施策22 防犯対策の推進	① 防犯体制の充実
		個別施策23 消防・救急体制の強化	① 消防体制の充実 ② 救急体制の充実
	(2) 快適に暮らせる環境づくり	個別施策24 快適な都市空間づくり	① 計画的な土地利用の推進 ② 地域の実情に応じた地域再生・活性化 ③ 富田林らしい景観の整備
		個別施策25 暮らしを支える都市基盤の整備	① 道路網の整備 ② 安全で安心な水の供給 ③ 生活排水の適正処理
		個別施策26 住宅政策の推進	① 良好な住環境づくり ② 空き家対策の推進 ③ 移住・定住の促進
		個別施策27 交通政策の推進	① 公共交通の充実 ② 交通環境の整備 ③ 交通安全対策の推進
	(3) 環境にやさしく美しい地域づくり	個別施策28 低炭素社会の構築	① 省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進 ② ごみの減量とリサイクルの推進 ③ 環境美化の推進
		個別施策29 自然・歴史環境の保全	① 自然・生物多様性の保全 ② 歴史環境の保全 ③ 身近な緑化の推進

出典：富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画(富田林市、平成29年3月)

3.1 ごみ処理に関する国等の動向

(1) 国のごみ処理に関する計画等

① 廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号、以下「廃棄物処理基本方針」という。）及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第三次[平成25年5月]、第四次[平成30年6月]）において、表3.1.1に示すとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。

なお、廃棄物処理基本方針の数値目標は、第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて設定されており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画として改定されたことから、廃棄物処理基本方針も当計画と整合を図りつつ改定される予定となっています。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められています。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率（資源化率）については具体的な数値目標が定められています。

表 3.1.1 国の減量・資源化目標等

指 標	廃棄物処理基本方針 (平成28年1月21日)		循環型社会形成推進基本計画			
			第三次計画(平成25年5月)		第四次計画(平成30年6月)	
	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	平成24年度比で 約12%削減	令和2年度	平成12年度比で 約25%削減 約890g/人・日	令和2年度	約850g/人・日	令和7年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約500g/人・日		平成12年度比で 約25%削減 約500g/人・日		約440g/人・日	
事業系ごみ排出量	—	—	平成12年度比で 約35%削減	—	平成25年度比で 約16%削減	
リサイクル率又は出口側の循環利用率	リサイクル率 約27%	令和2年度	—	—	出口側の循環利用率 約28%	
最終処分量	平成24年度比で 約14%削減		—	—	平成25年度比で 約30%削減	

出典1)廃棄物処理基本方針:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物の出口側の循環利用率=一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とします。

注4)第四次計画の2013年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率=(2013年度排出量実績-2025年度排出量推計)/2013年度排出量実績×100=(1,312万t-1,100万t)/1,312万t×100=16.2%

最終処分量削減率=(2013年度最終処分量実績-2025年度最終処分量推計)/2013年度最終処分量実績×100=(454万t-320万t)/454万t×100=29.5%

注5)新たな「廃棄物処理基本方針」は、第四次計画の目標と整合が取れるよう検討予定となっています。

② プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されており、日本はワンウェイ（使い捨て）の1人当たり容器包装廃棄物が世界で2番目に多く、また未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年5月）において、表 3.1.2 に示すとおり、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用等の目標が設定されています。

表 3.1.2 プラスチック資源循環に関する目標

区分	プラスチック資源循環戦略 (環境省他、令和元年5月)	
	数値目標	目標年次
リデュース	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。	令和12年
リユース・リサイクル	プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう目指す。	令和12年
	すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。	令和17年
再生利用	適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。	令和12年

出典:プラスチック資源循環戦略(環境省他、令和元年5月)

③ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

表 3.1.3 食品ロス削減に関する目標

区分	食品ロス基本方針(閣議決定、令和2年3月)	
	数値目標	目標年度
食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	—

出典:食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)

(2) 大阪府循環型社会推進計画

ごみ処理に係る大阪府の目標としては、「大阪府循環型社会推進計画」（大阪府、令和3年3月）において、表 3.1.4 及び表 3.1.5 に示すとおり、ごみ排出量等の目標値が設定されています。

生活系（家庭系）ごみ排出量及び再生利用率（リサイクル率）は、国の目標値と同様、具体的な数値目標が定められています。ごみ総排出量及び最終処分量は令和元年度からの削減率が定められています。

また、プラスチック類についても、排出量や再生利用率等の数値目標が定められています。

表 3.1.4 大阪府の数値目標（その1）

区 分	大阪府循環型社会推進計画 (令和3年3月)	
	令和7年度 目標値	目標値設定の考え方
ごみ総排出量	令和元年度比で11%削減	第四次基本計画の削減目標(平成30年度比▲11%)と同等
再生利用率	17.7%	府の現状を踏まえつつ、最終処分量の目標(31万トン)を達成できる再生利用量の増加を見込んで設定
最終処分量	令和元年度比で16%削減	第四次基本計画の削減目標(平成30年度比▲17%)と同等
1人1日当たり生活系ごみ排出量	400g/人・日 (令和元年度比で11%削減)	排出量の目標値から算定し、第四次基本計画の数値目標(440g/人・日)より少なくなるよう設定

出典:大阪府循環型社会推進計画(大阪府、令和3年3月)

注1)ごみ総排出量=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量

注2)再生利用率=(直接・中間処理後資源化量+集団回収量)/ごみ総処理量×100

注3)1人1日当たり生活系ごみ排出量:資源ごみ、集団回収量を除く排出量

注4)第四次基本計画:第四次循環型社会形成推進基本計画

表 3.1.5 大阪府の数値目標（その2）

区 分	大阪府循環型社会推進計画 (令和3年3月)		
	令和7年度 目標値	目標値設定の考え方	
容器包装プラスチック (一般廃棄物)	排出量	令和元年度比で14%削減	プラ戦略の目標(令和12年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制)の達成を見据えた目標値
	再生利用率	50%	プラ戦略の目標(令和12年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル)の達成を見据えた目標値
プラスチック (一般廃棄物及び産業廃棄物)	焼却量	令和元年度比で25%削減	容器包装・製品プラスチックの削減、分別排出、リユース・リサイクルへの誘導等の効果を見込んだ目標値
	有効利用率	94%	プラ戦略の目標(令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用)の達成を見据えた目標値

出典:大阪府循環型社会推進計画(大阪府、令和3年3月)

注1)再生利用率=再生利用量/排出量×100

注2)有効利用率:使用済みプラスチックのうち、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱利用(発電、温水利用等)を行う量の割合

注3)プラ戦略:プラスチック資源循環戦略

(3) 大阪府食品ロス削減推進計画

食品ロス削減に係る大阪府の目標としては、「大阪府食品ロス削減推進計画」（大阪府、令和3年3月）において、表 3.1.6 に示すとおり、食品ロス量等の目標値が設定されています。

食品ロス量については、家庭系及び事業系ともに、令和2年度比で半減を目指しています。また、食品ロス削減のための複数（2項目以上）の取組を行う人の割合を90%とするとしています。

表 3.1.6 大阪府の食品ロスに関する数値目標

区 分		令和12年度 目標値
食品ロス量	家庭系	令和2年度比で50%削減
	事業系	令和2年度比で50%削減
食品ロス削減の取組を複数(2項目以上)行う人の割合		90% (令和2年度:81.9%)

出典:大阪府食品ロス削減推進計画(大阪府、令和3年3月)

注)食品ロス削減の取組の例:残さずに食べる、冷凍保存を活用する、賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する、料理を作りすぎない、飲食店等で注文しすぎない、日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する、小分け商品・少量パック商品・バラ売り等食べきれぬ量を購入する、残った料理を別の料理に作り替える

3.2 富田林市のごみ処理の現状

(1) ごみ処理体制

① 分別と収集

本市のごみは、一般家庭から排出される家庭系ごみと、事業所から排出される事業系ごみの2種類に分けられます。

家庭系ごみの分別収集区分は、表 3.2.1 に示すとおり、もえるごみ、粗大ごみ、資源ごみの3種6分別です。「もえるごみ」及び「粗大ごみ」については、ごみシール制を導入しており、年間に一定量までの排出を無料としています。一定以上の量を排出する場合には、有料のシールを貼った上で排出することと定めています。

事業系ごみは、もえるごみとカン・ビンの2種分別で、全て有料のシールを貼って排出することとしています。

また、古紙・古布については、町会等による集団回収により資源回収を行っています。

表 3.2.1 分別区分、収集頻度及び排出方法等

区分	内容	収集頻度	排出方法		収集方式	収集主体		
			シール	排出方法				
家庭系ごみ	もえるごみ	生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他	2回/週	もえるごみシール	推奨ごみ袋	ステーション	委託	
	粗大ごみ	家具寝具類、家電製品類、金属類、せともの類、ガラス類、その他	1回/月	粗大ごみシール	種類ごとに結束等	ステーション	委託	
	資源ごみ	カン・ビン	カン類、ビン類	2回/月	不要	半透明の袋	ステーション	直営
		ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用のペットボトル	2回/月	不要	半透明の袋	ステーション	直営
		プラスチック製容器包装	ボトル、パック、袋、発泡スチロール製緩衝材、トレイ、カップ	2回/月	不要	半透明の袋	ステーション	委託
		飲料用紙容器	牛乳パック等	2回/月	不要	水洗いして結束	ステーション拠点	直営
事業系ごみ	もえるごみ	生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他	—	有料シール	半透明の袋	戸別収集	委託	
	カン・ビン	カン類、ビン類	—	有料シール	半透明の袋	戸別収集	直営	
古紙・古布	新聞、雑誌、段ボール、古布等	随時	—	種類ごとに結束	集団回収	各町会等		
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	随時	—	—	戸別収集	委託		

表 3.2.2 家庭系ごみの無料シール配布数

種類		ごみ処理券指定枚数	
家庭系	もえるごみ	1人～2人世帯	年110枚
		3人～4人世帯	年220枚
		5人～6人世帯	年280枚
		7人以上世帯	年340枚
	粗大ごみ	1世帯当たり年36枚	

表 3.2.3 有料シールの料金

取り扱い区分			ごみ処理券料金
家庭系	もえるごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
		ごみ処理券指定枚数を越える場合	30 ^{リットル} 袋: 50円
	45 ^{リットル} 袋: 100円		
	粗大ごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
ごみ処理券指定枚数を越える場合		500円	
事業系	もえるごみ	収集、運搬、処理する場合	300円
	カン・ビン		300円

表 3.2.4 その他のごみ処理料金

取り扱い区分	手数料
臨時的に収集する場合	100kgまでは2,540円
	100kgを越える分は10kg当たり150円
持込処理する場合	20kgにつき340円
家電リサイクル法対象廃家電 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機)を 収集、運搬する場合	1点につき2,750円

なお、本市とともに「南河内環境事業組合」を構成する市町村では、表 3.2.5 に示すとおり、3種5分別～3種8分別を実施しています。

表 3.2.5 近隣市町村の分別区分

市町村名	分別数	分別区分
富田林市	6	①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙容器)
河内長野市	6	①もえるごみ、②もえないごみ・粗大ごみ、③資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装、カン・ビン・小型金属類・古紙・古布、小型家電)
大阪狭山市	8	①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、家庭電化製品・金属類、カン・ビン、牛乳パック、小型充電式電池)
太子町	6	①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装)
河南町	5	①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装)
千早赤阪村	5	①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装)

注1)河内長野市: 小型家電は市役所での拠点回収

注2)大阪狭山市: カン・ビン、牛乳パック、小型充電式電池は拠点回収

② 中間処理体制

南河内環境事業組合を構成している各市町村から排出されるごみは、第1清掃工場もしくは第2清掃工場にて処理されています。各市町村のごみ処理状況は、図 3.2.1 に示すとおりです。

本市の「もえるごみ」、「粗大ごみ」は第1清掃工場に運搬し、処理しています。第1清掃工場の概要は、表 3.2.6 に示すとおりです。

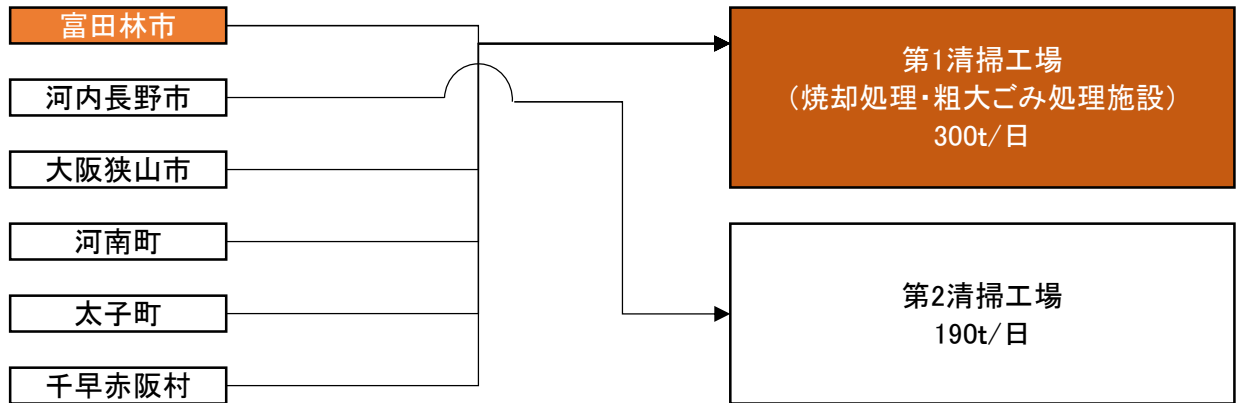


図 3.2.1 南河内環境事業組合構成市町村の処理状況

表 3.2.6 中間処理施設の概要

施設名		焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
区分			
所在地		富田林市大字甘南備2345	
敷地面積		12,056.72m ²	
工事	着工	昭和57年7月23日	昭和60年8月22日
	竣工	昭和60年7月30日	昭和61年3月31日
処理方法		全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
処理能力		300t/24H (150t/24H×2基)	回転式 50t/5H×1基
ピット容量		ごみ 3,225m ³ 灰 350m ³	破碎ごみ 1,497m ³

③ 最終処分体制

南河内環境事業組合のごみ焼却施設から搬出された焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ委託し、最終処分を行っています。

表 3.2.7 最終処分場の概要

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)
根拠法律	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)
設立	昭和57年3月1日
広域処理対象地区	近畿2府4県168市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾
業務	① 港湾管理者の委託 ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立により行う土地の造成
	② 地方公共団体の委託 ・一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・一般廃棄物等による海面埋立 ・施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
	③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立
	④ 付帯業務
資本金	1億3,690万円
出資団体	地方公共団体(174団体) 港湾管理者(4団体)
管理委員会	管理委員長:大阪府知事 管理委員:滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

④ ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローは、図 3.2.2 に示すとおりで、分別品目ごとに南河内環境事業組合の焼却施設及び粗大ごみ処理施設で処理を行い、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターで最終処分を行っています。

また、資源ごみについては、資源リサイクルセンター（民間事業者）で資源化を行い、再生資源回収業者等へ売却等を行っています。各施設の配置位置は図 3.2.3 に示すとおりです。

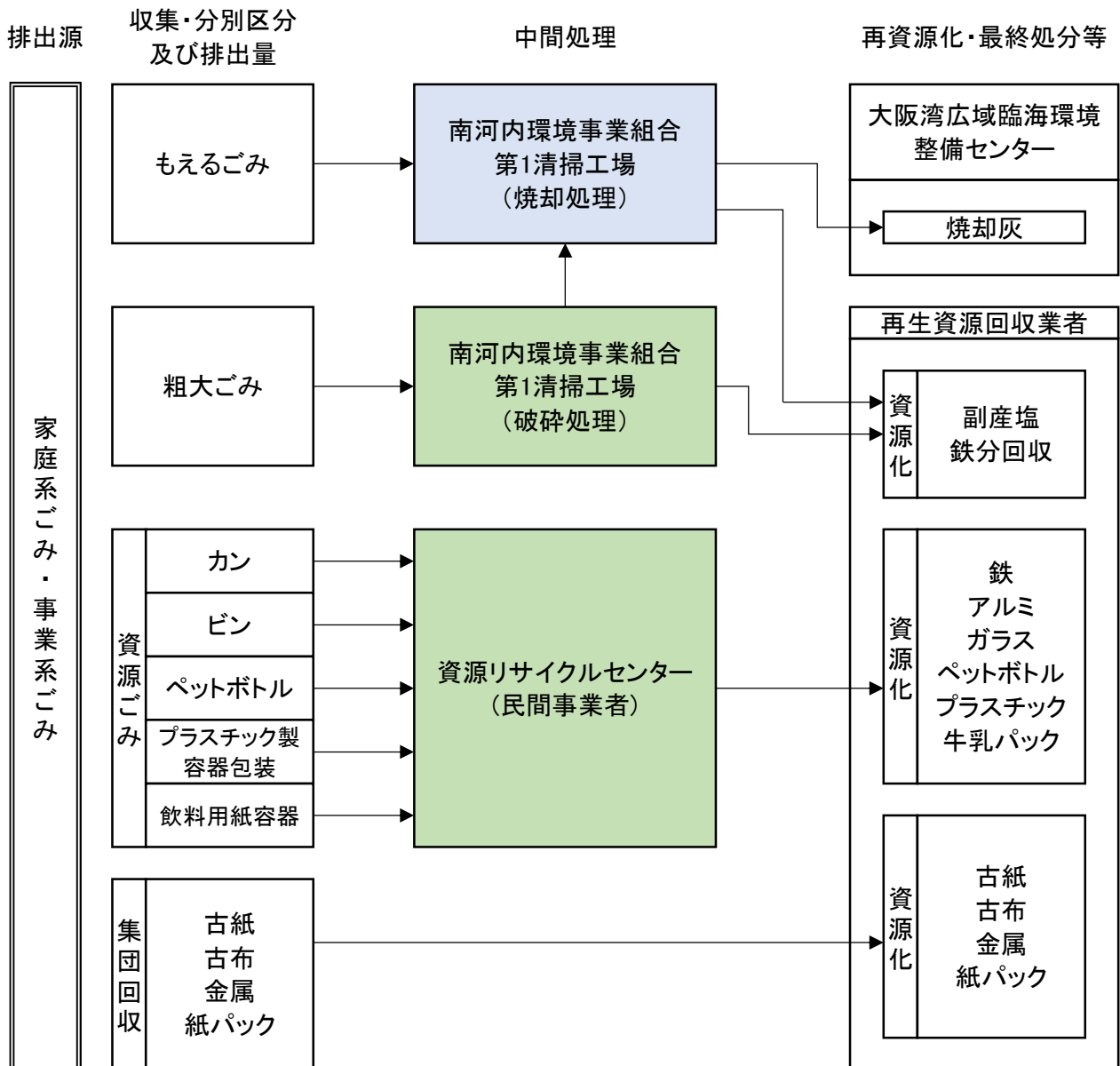


図 3.2.2 ごみ処理フロー



図 3.2.3 ごみ処理施設の位置

⑤ ごみ処理に係る補助制度等

ア 有価物集団回収奨励金交付要綱

日常生活から排出される一般廃棄物の中から再資源化できる有価物を回収する市民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量化を推進し、市民のごみに関する社会意識の高揚を図ることを目的として、本市では「富田林市有価物集団回収奨励金交付要綱」を制定しています。この要綱により回収した資源ごみを本計画では集団回収としています。交付要綱の概要は表 3.2.8 に示すとおりです。

表 3.2.8 有価物集団回収奨励金交付要綱の概要

補助対象	富田林市内の町会、自治会、子ども会、婦人会、老人会、その他市長が認める団体
対象品目	古紙類(新聞、雑誌、段ボール、その他紙類)及び古布類
奨励金	有価物1kg当たり3円

出典:富田林市有価物集団回収奨励金交付要綱

イ その他の補助制度及び市民サービス

本市で行っているごみ処理に関する補助制度及び市民サービスは、表 3.2.9 に示すとおりです。

本市では、ごみステーションの適正管理や町会・自治会等のごみ置き場設置に対して、補助金制度を設けています。

また、ふれあい収集については、高齢または障がい等の理由により、ごみステーションにごみを出すことが困難な方を対象に、地域や高齢介護課、障害福祉課と連携を取りながら、継続して実施しています。なお、申請には、民生委員やケアマネージャー、町総代などの証明が必要です。

表 3.2.9 その他の補助制度及び市民サービス

区 分	概 要
ごみ散乱防止ネット等補助制度	ごみステーションの適正管理及びその清潔保持並びに生活環境の保全を図るため、カラスよけネット及び生ごみガードの購入に要する経費の一部を、ごみステーションごとに補助します。平成25年度から市民の皆さんがさらに利用しやすいように市の直接販売から補助金制度に変更しています。
ごみ置き場設置補助	地域の公衆衛生の向上を図るため、町会・自治会等が衛生事業としてごみ置き場を設置される場合は、その経費の一部を助成します。 ※ごみ置き場1カ所に助成する助成金の限度額は50,000円です。
ごみ置き場看板の貸与	清潔なまちづくりを推進する為、町会・自治会で看板を希望される場合、現物を貸与します。内容によっては、地域の実状に応じた掲示文書をラミネート板で作成して提供します。設置や管理は各町会・自治会で行います。
紙おむつシール	3歳未満の乳幼児、里帰り、高齢者・身体障がい者等で、常時、紙おむつ、ストーマ、腹膜透析液バッグを使わなければならない方を対象に、シールを1人年間104枚まで配布します。
ふれあい収集	高齢または障がい等の理由により、ごみステーションにごみを出すことが困難な方を対象にしたふれあい収集を、地域や高齢介護課、障害福祉課と連携を取りながら、継続して実施します。ふれあい収集は、ごみを玄関先までお伺いして収集します。
臨時ごみ	引っ越しや片付けなどで、一般家庭から臨時に多量にごみが出る場合に、有料の申込制で収集に伺い適正に処理します。 ※収集は、祝祭日を除く月曜日から金曜日で、時間は午前9時30分から午後3時で受付します。手数料は2,540円(100kg以下)で、100kgを超える分は10kg当たり150円です。

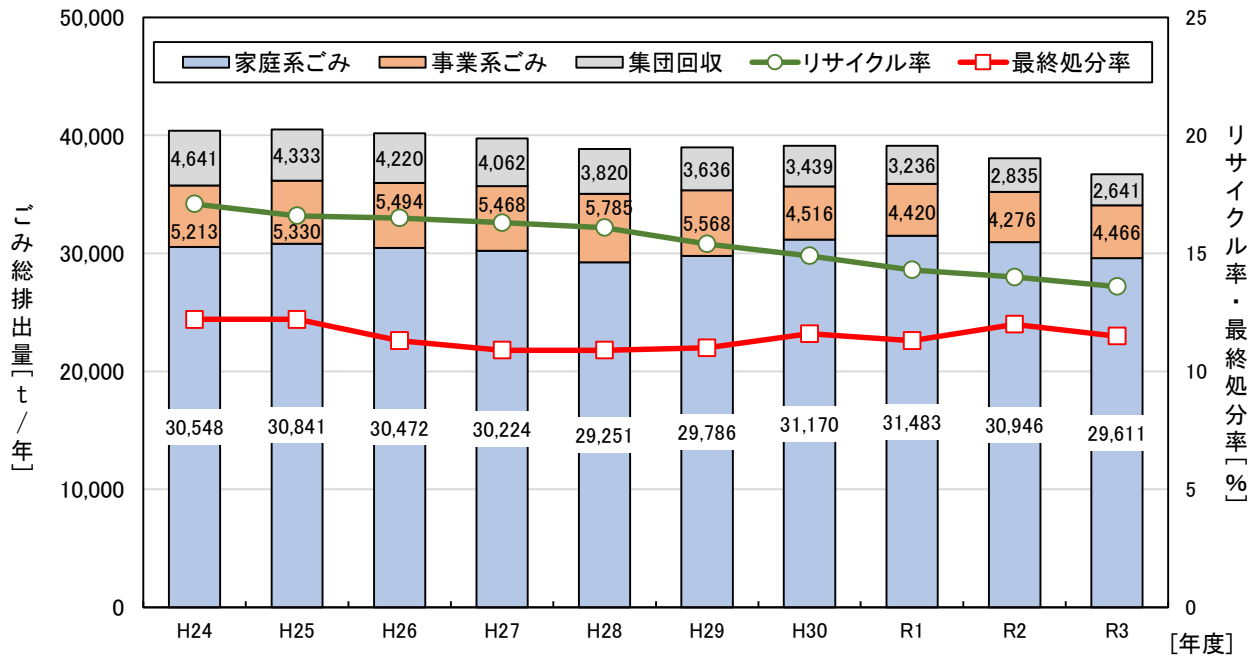
出典：令和4年度富田林市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

(2) ごみの排出状況

① ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 3.2.4 及び表 3.2.10 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 8 割、事業系ごみが約 1 割、集団回収が約 1 割の構成となっています。家庭系ごみは微増傾向ですが、事業系ごみは減少傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.4 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

表 3.2.10 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

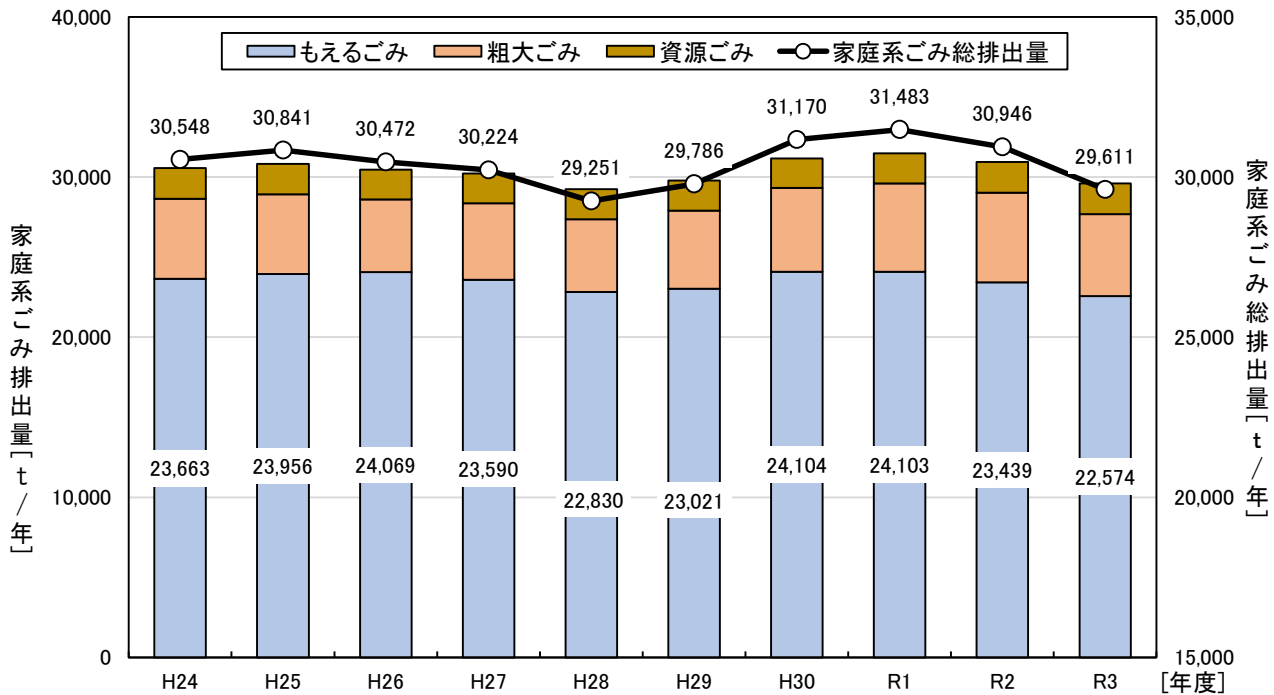
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ [t/年]	30,548	30,841	30,472	30,224	29,251	29,786	31,170	31,483	30,946	29,611
事業系ごみ [t/年]	5,213	5,330	5,494	5,468	5,785	5,568	4,516	4,420	4,276	4,466
集団回収 [t/年]	4,641	4,333	4,220	4,062	3,820	3,636	3,439	3,236	2,835	2,641
ごみ総排出量 [t/年]	40,402	40,504	40,186	39,754	38,856	38,990	39,125	39,139	38,057	36,718
リサイクル率 [%]	17.1	16.6	16.5	16.3	16.1	15.4	14.9	14.3	14.0	13.6
最終処分率 [%]	12.2	12.2	11.3	10.9	10.9	11.0	11.6	11.3	12.0	11.5

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3.2.5 及び表 3.2.11 に示すとおりです。もえるごみは平成 30 年度をピークに減少傾向、粗大ごみ及び資源ごみは概ね横ばいで推移し、全体としては令和 2 年度以降減少傾向にあります。

なお、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による排出量の増加等の影響はみられませんでした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.5 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.2.11 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

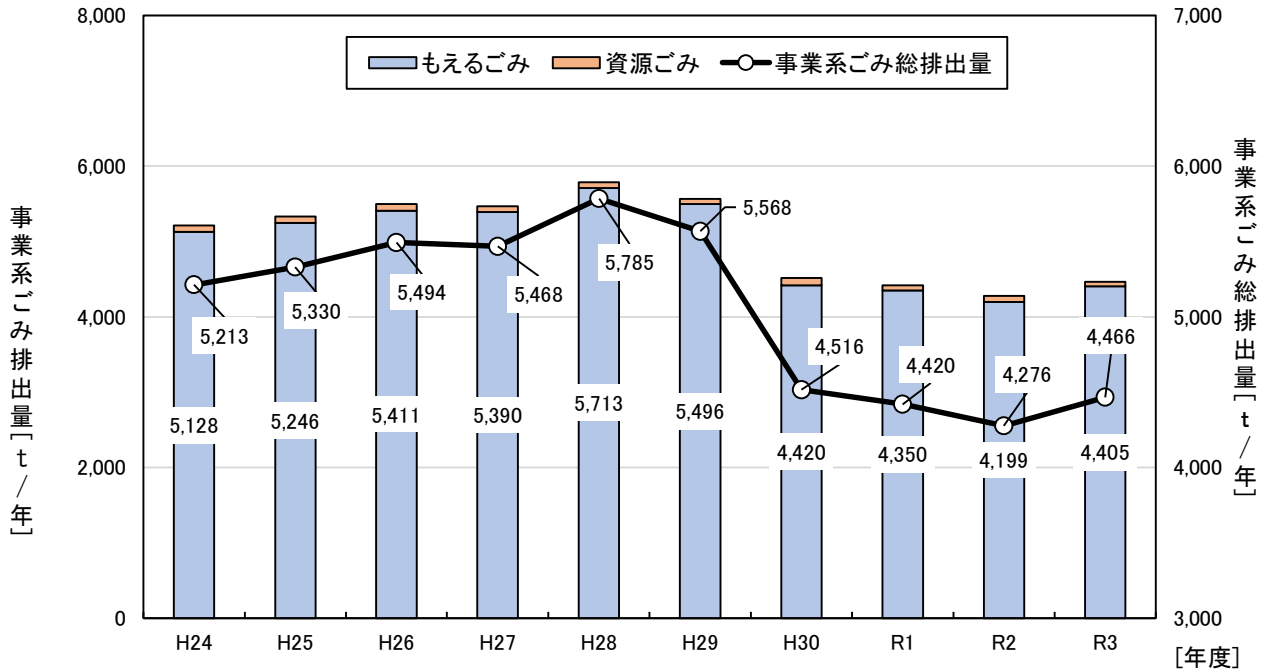
[年度]	単位:t/年										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
もえるごみ	23,663	23,956	24,069	23,590	22,830	23,021	24,104	24,103	23,439	22,574	
粗大ごみ	4,975	4,976	4,526	4,764	4,536	4,873	5,225	5,520	5,584	5,105	
資源ごみ	1,910	1,909	1,877	1,870	1,885	1,892	1,841	1,860	1,923	1,932	
家庭系ごみ総排出量	30,548	30,841	30,472	30,224	29,251	29,786	31,170	31,483	30,946	29,611	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.6 及び表 3.2.12 に示すとおりです。事業系ごみの大部分はもえるごみで減少傾向、資源ごみは大きな変化はなく、全体としては減少傾向にあります。

なお、事業系ごみについても、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による排出量の減少等の顕著な影響はみられませんでした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.6 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

表 3.2.12 ごみ種別事業系ごみ排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
もえるごみ	5,128	5,246	5,411	5,390	5,713	5,496	4,420	4,350	4,199	4,405
資源ごみ	85	84	83	78	72	72	96	70	77	61
事業系ごみ総排出量	5,213	5,330	5,494	5,468	5,785	5,568	4,516	4,420	4,276	4,466

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ 排出量の原単位

ア 1人1日当たりのごみ総排出量

原単位とは、排出量を人口及び年間日数などで除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 3.2.7及び表 3.2.13に示すとおりです。

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は令和元年度まで増加傾向にあり、大阪府平均や全国平均と比較して多い状況にあります。

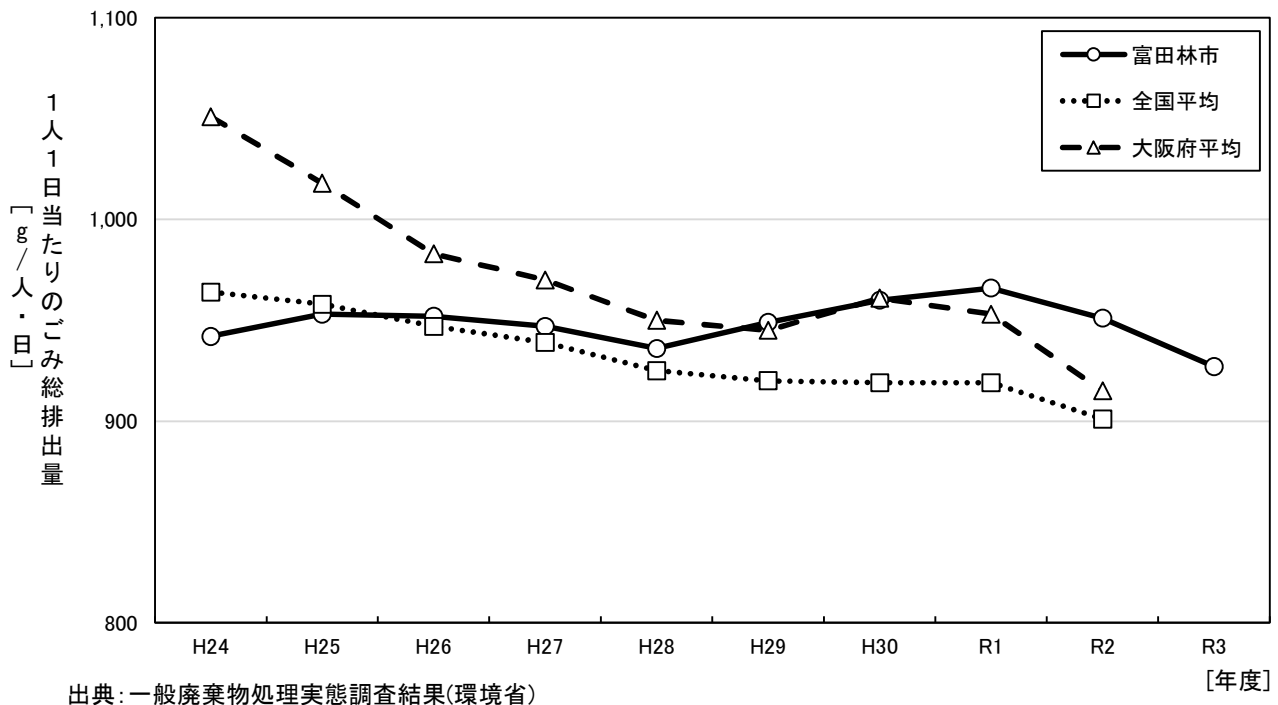


図 3.2.7 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表 3.2.13 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

[年度]	単位:g/人・日									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富田林市	942	953	952	947	936	949	960	966	951	927
全国平均	964	958	947	939	925	920	919	919	901	—
大阪府平均	1,051	1,018	983	970	950	945	961	953	915	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

国や大阪府の家庭系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本市の資源ごみを除いた排出量について、大阪府平均や全国平均と比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の推移は、図 3.2.8 及び表 3.2.14 に示すとおりです。本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、ごみ総排出量と同様に大阪府平均や全国平均と比較して多い状況にあります。

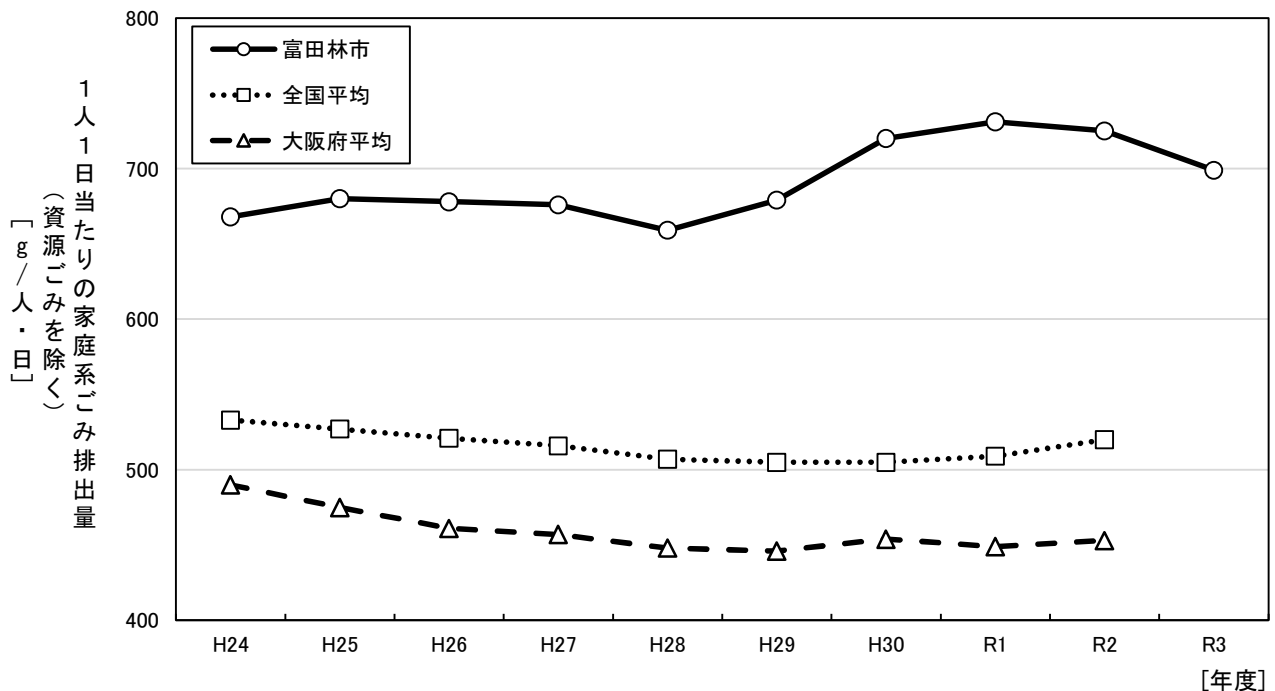


図 3.2.8 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

表 3.2.14 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

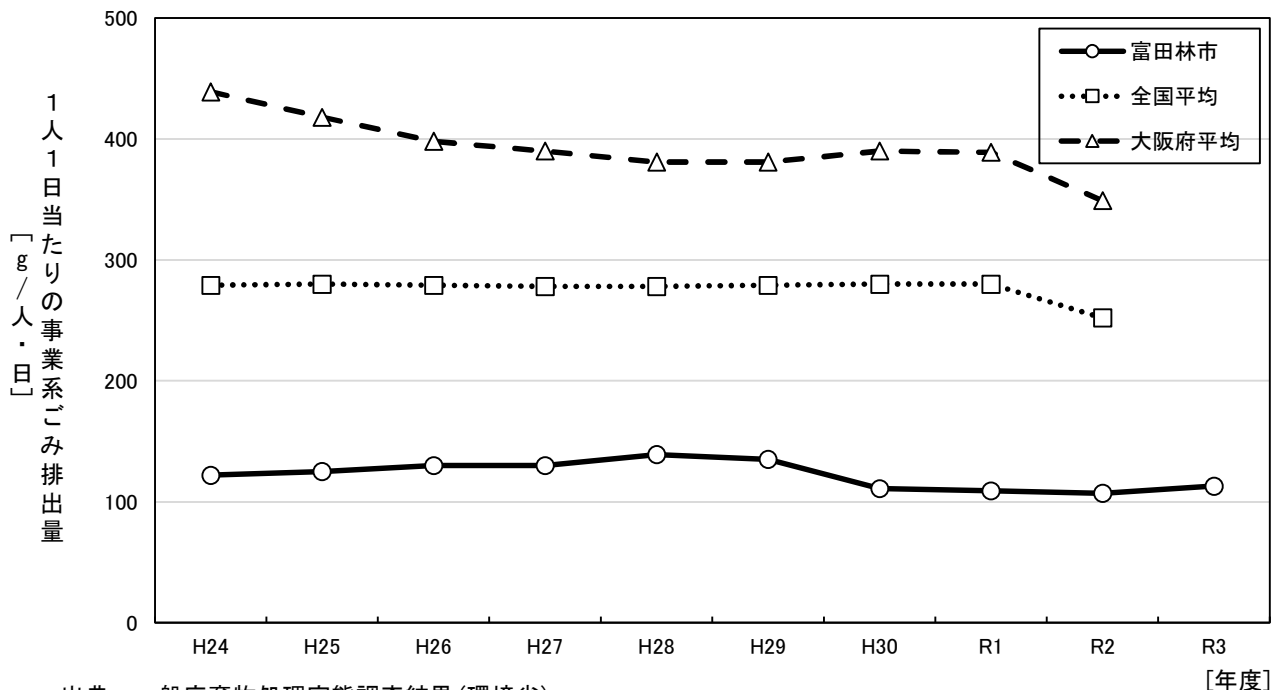
[年度]	単位:g/人・日									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富田林市	668	680	678	676	659	679	720	731	725	699
全国平均	533	527	521	516	507	505	505	509	520	—
大阪府平均	490	475	461	457	448	446	454	449	453	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注)家庭系ごみは資源ごみを除く

ウ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.9 及び表 3.2.15 に示すとおりです。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、大阪府平均や全国平均より少なく、全国平均の半分以下となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.9 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 3.2.15 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

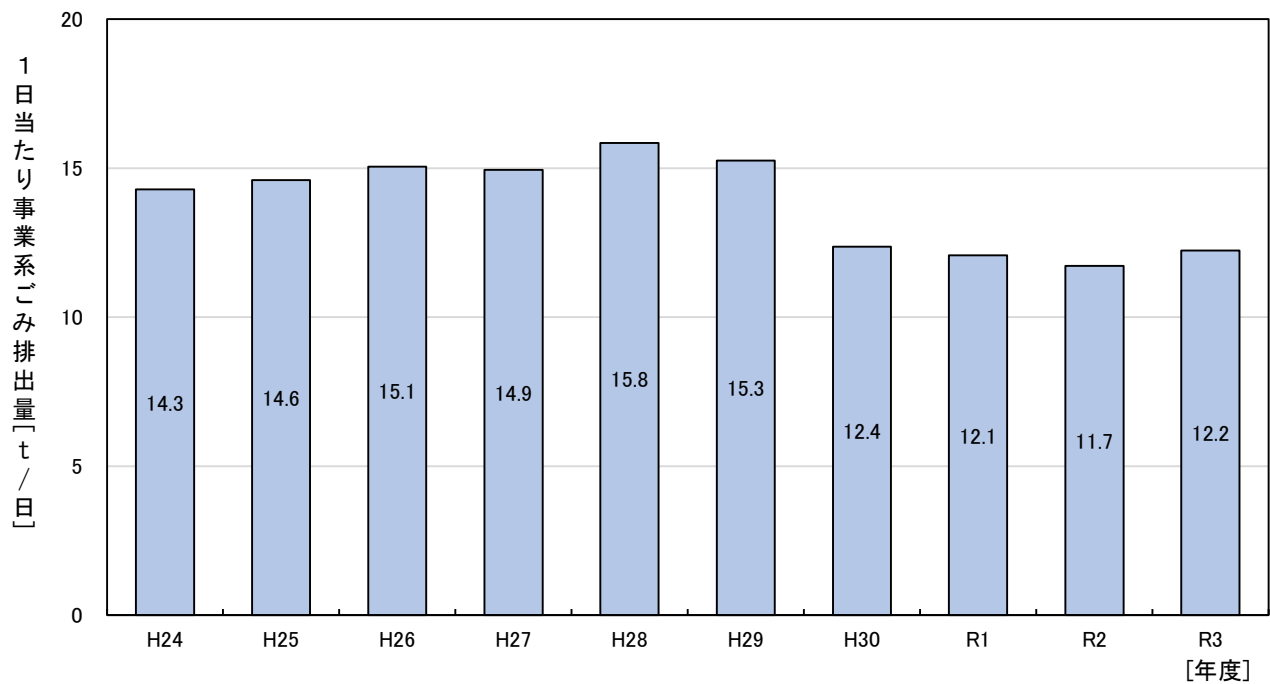
単位：g/人・日

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富田林市	122	125	130	130	139	135	111	109	107	113
全国平均	279	280	279	278	278	279	280	280	252	—
大阪府平均	439	418	398	390	381	381	390	389	349	—

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

エ 1日当たり事業系ごみ排出量

1日当たり事業系ごみ排出量は、平成28年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度は平成28年度比で約2割減少しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

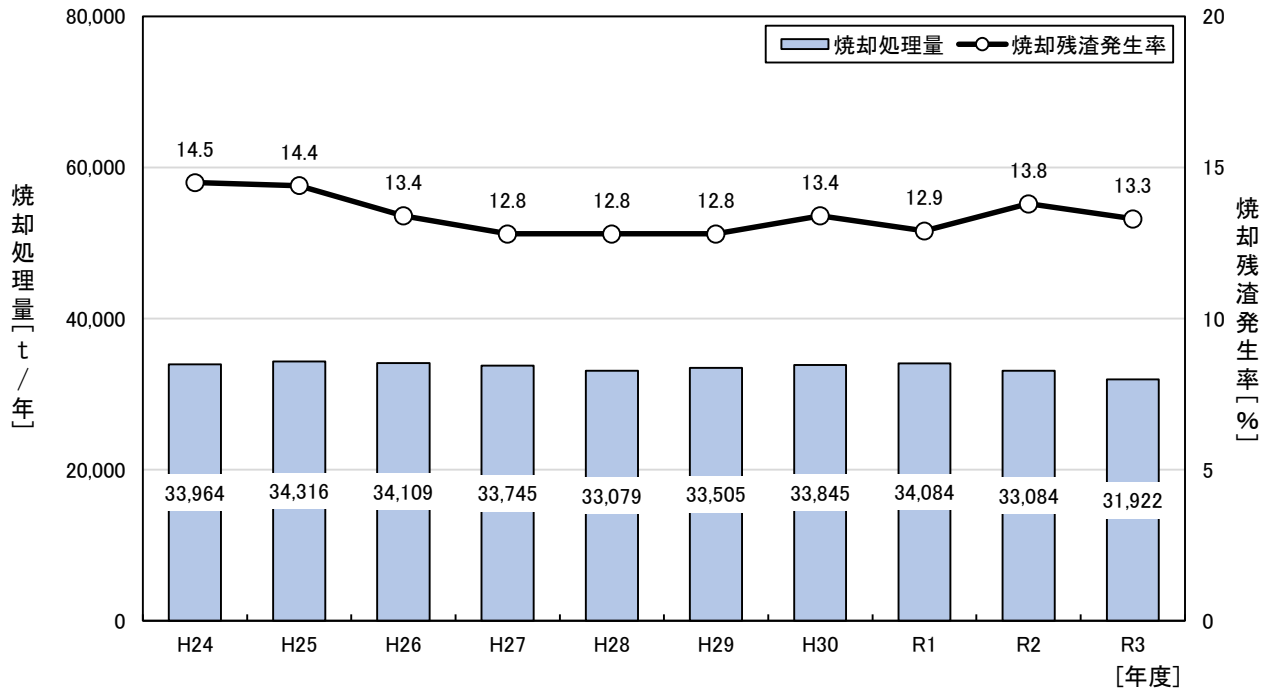
図 3.2.10 1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

(3) ごみの処理状況

① 焼却処理の状況

焼却処理量及び焼却残渣発生率の推移は、図 3.2.1.1 及び表 3.2.1.6 に示すとおりです。

焼却処理量は横ばい傾向にあります。また、焼却残渣発生率は平成 29 年度まで減少傾向にありましたが、その後若干増加しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.1.1 焼却処理量等の推移

表 3.2.1.6 焼却処理量等の推移

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理量 [t/年]	33,964	34,316	34,109	33,745	33,079	33,505	33,845	34,084	33,084	31,922
焼却残渣量 [t/年]	4,938	4,948	4,556	4,332	4,235	4,286	4,545	4,410	4,570	4,232
焼却残渣発生率 [%]	14.5	14.4	13.4	12.8	12.8	12.8	13.4	12.9	13.8	13.3

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② もえるごみの性状

もえるごみの性状は、表 3.2.17 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 44% を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約 24%、木・わら・竹類が約 13% となっています。

低位発熱量は約 2,400kcal/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 51%、可燃分が約 43% を占めています。

表 3.2.17 もえるごみの性状

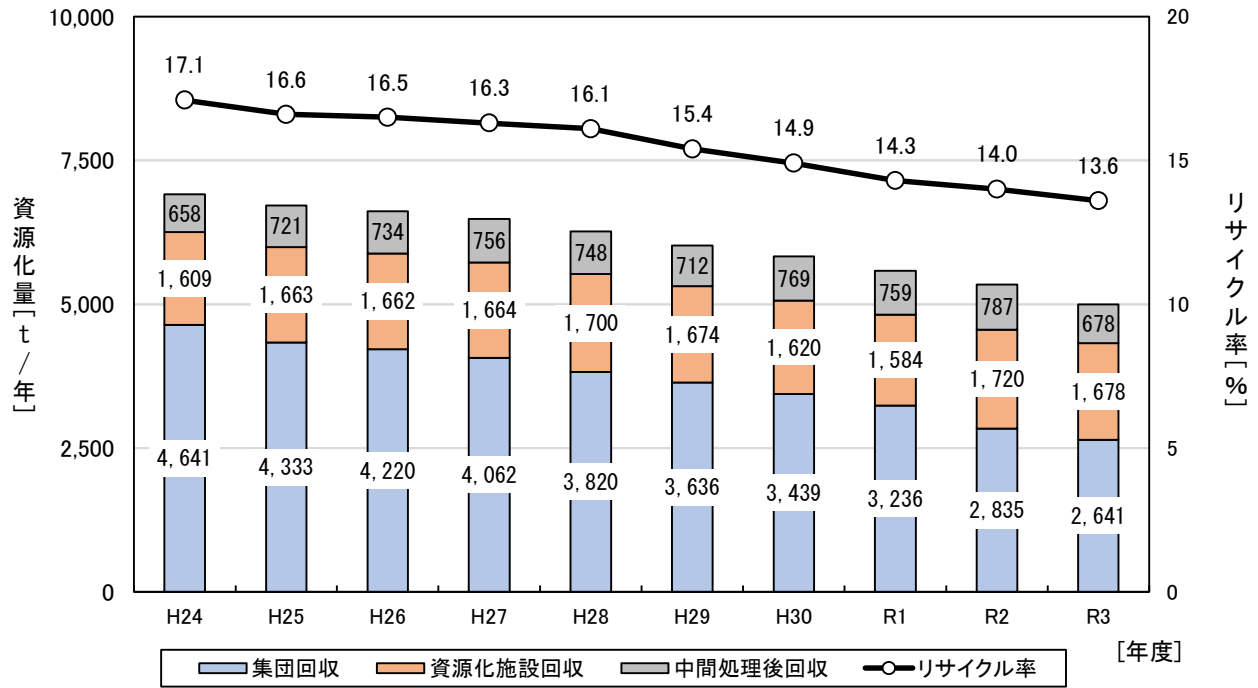
	可燃ごみ組成						ごみの3成分			低位発熱量	その他
	紙・布類	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	木・わら・竹類	厨芥類	不燃性	その他	水分	灰分	可燃分	計算値(平均)	熱灼減量(平均)
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg	%
平成29年度	41.8	22.7	17.9	6.6	4.7	6.3	50.1	7.1	42.8	2,352	3.7
平成30年度	42.0	24.3	15.2	10.7	2.2	5.6	52.9	6.1	41.0	2,263	3.7
令和元年度	41.4	24.4	13.5	12.2	2.4	6.1	52.8	5.0	42.2	2,320	3.8
令和2年度	40.6	25.1	10.8	15.8	3.7	4.0	48.9	6.9	44.2	2,527	4.5
令和3年度	45.5	26.0	8.0	15.4	2.6	2.5	49.7	6.1	44.2	2,533	4.9
総平均値	43.6	23.6	13.3	11.0	3.5	5.1	50.8	6.5	42.7	2,359	4.1
最大値	50.0	26.0	17.9	15.8	5.5	6.3	52.9	8.0	44.2	2,533	4.9
最小値	40.6	19.3	8.0	5.1	2.2	2.5	48.9	5.0	41.0	2,158	3.7

出典：南河内環境事業組合資料

③ 資源化の状況

資源化量及びリサイクル率の推移は、図 3.2.12 及び表 3.2.18 に示すとおりです。

資源化量及びリサイクル率は、集団回収量の減少を受け、全体として減少傾向で推移しています。また、リサイクル率は令和3年度 13.6%となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.12 資源化量等の推移

表 3.2.18 資源化量等の推移

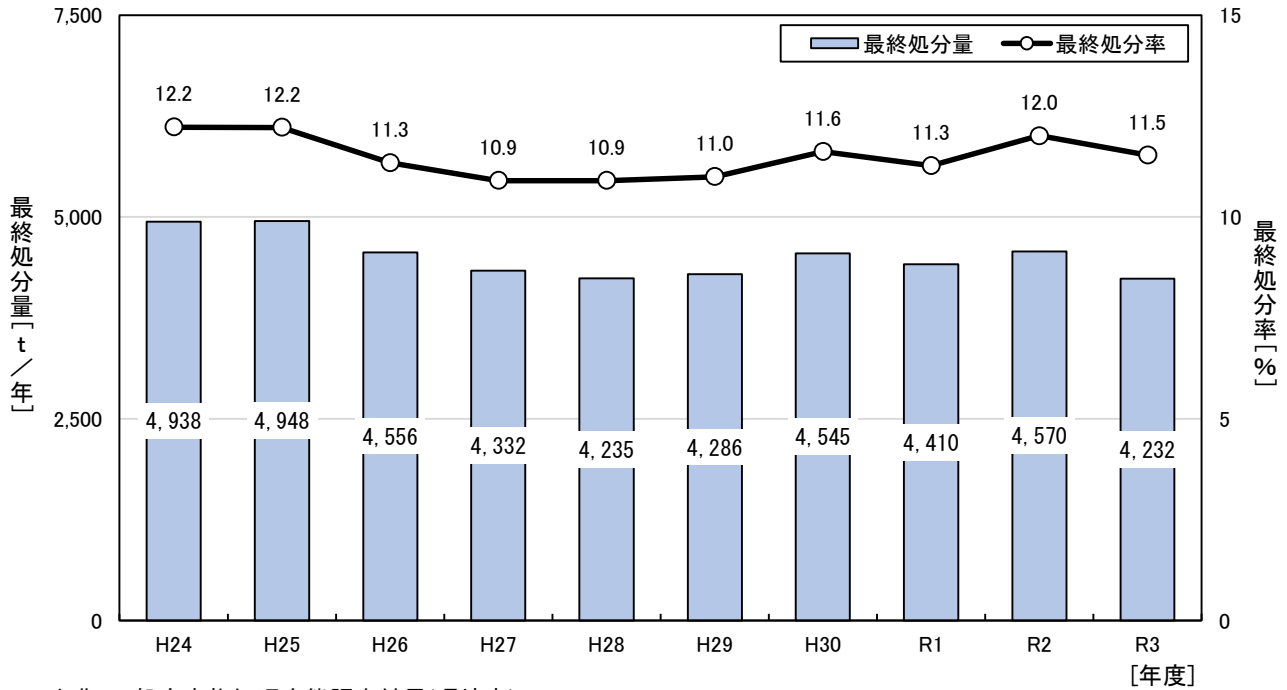
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量 [t/年]	40,402	40,504	40,186	39,754	38,856	38,990	39,125	39,139	38,057	36,718
資源化量 [t/年]	6,908	6,717	6,616	6,482	6,268	6,022	5,828	5,579	5,342	4,997
資源化施設回収	1,609	1,663	1,662	1,664	1,700	1,674	1,620	1,584	1,720	1,678
中間処理後回収	658	721	734	756	748	712	769	759	787	678
集団回収	4,641	4,333	4,220	4,062	3,820	3,636	3,439	3,236	2,835	2,641
リサイクル率 [%]	17.1	16.6	16.5	16.3	16.1	15.4	14.9	14.3	14.0	13.6

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 3.2.13 及び表 3.2.19 に示すとおりです。

最終処分量は、平成 29 年度以降若干増加傾向にあります。また、最終処分率は約 12% で概ね横ばいで推移しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.13 最終処分量等の推移

表 3.2.19 最終処分量等の推移

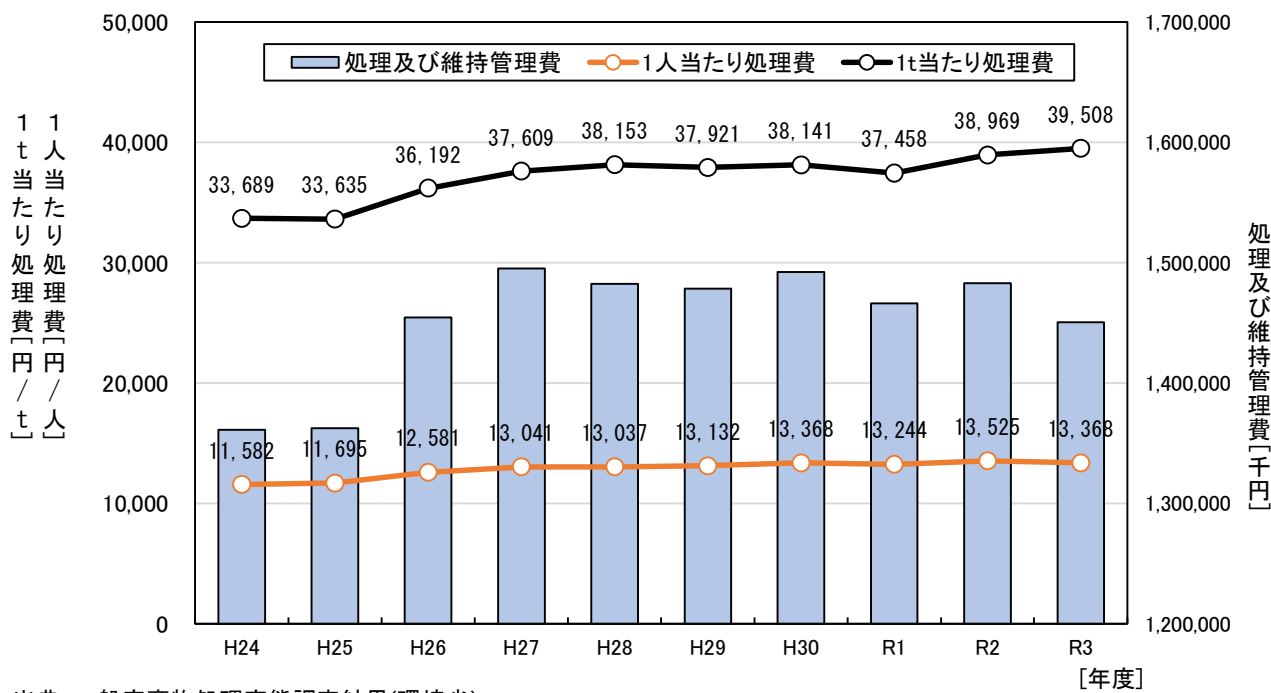
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量 [t/年]	40,402	40,504	40,186	39,754	38,856	38,990	39,125	39,139	38,057	36,718
最終処分量 [t/年]	4,938	4,948	4,556	4,332	4,235	4,286	4,545	4,410	4,570	4,232
最終処分率 [%]	12.2	12.2	11.3	10.9	10.9	11.0	11.6	11.3	12.0	11.5

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

⑤ ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 3.2.14 及び表 3.2.20 に示すとおりです。

1人当たりの処理及び維持管理費は、年間約13千円/人程度で推移しています。また、ごみ1t当たりの処理及び維持管理費は、年間約40千円/tで若干増加傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.14 ごみ処理経費の推移

表 3.2.20 ごみ処理経費の推移

		[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
ごみ処理費用「千円」	建設・改良費	工事費												
		収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		組合分担金	94,924	109,894	49	1,043	2,934	936	981	55,690	1,956	1,398		
	小計	94,924	109,894	49	1,043	2,934	936	981	55,690	1,956	1,398			
	処理及び維持管理費	人件費	一般職	28,141	26,608	23,049	25,213	25,274	28,871	30,665	33,809	27,836	24,172	
			処理費	収集運搬費	164,429	158,609	135,127	141,312	142,112	142,859	141,371	131,492	124,945	130,345
				中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		処理費	収集運搬費	27,464	26,356	27,159	26,034	28,906	30,186	11,095	7,275	6,587	7,579	
			中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
車両等購入費			6,170	6,967	8,660	0	0	1,335	0	0	0	0		
委託費		収集運搬費	616,174	614,125	629,937	645,020	647,709	647,603	683,677	723,607	718,668	721,828		
		中間処理費	130,350	129,640	137,833	137,121	135,556	135,949	135,051	134,903	135,251	133,524		
		最終処分費	0	0	0	0	0	92	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	949	868	851	831		
		組合分担金	388,395	400,057	492,640	520,412	502,922	491,655	489,461	434,111	468,920	432,363		
調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(a)小計		1,361,123	1,362,362	1,454,405	1,495,112	1,482,479	1,478,550	1,492,269	1,466,065	1,483,058	1,450,642			
その他	359,359	296,537	178,448	125,427	156,318	148,248	172,398	185,590	185,648	185,648				
合計(b)	1,815,406	1,768,793	1,632,902	1,621,582	1,641,731	1,627,734	1,665,648	1,707,345	1,670,662	1,637,688				
(c)行政区域内人口[人]	117,521	116,489	115,601	114,646	113,709	112,594	111,628	110,698	109,650	108,514				
(d)ごみ排出量[t/年]	40,402	40,504	40,186	39,754	38,856	38,990	39,125	39,139	38,057	36,718				
(e)1人当たり処理費[円/人] ((a)×1000÷(c))	11,582	11,695	12,581	13,041	13,037	13,132	13,368	13,244	13,525	13,368				
(f)1t当たり処理費[円/t] ((a)×1000÷(d))	33,689	33,635	36,192	37,609	38,153	37,921	38,141	37,458	38,969	39,508				

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

⑥ 類似都市の平均値を基準としたレーダーチャートによる評価

ア 評価方法

本市の一般廃棄物処理システムについて、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和2年度実績版）を用いて、本市を含む62都市を類似都市として評価を行いました。この場合の評価指標は、表3.2.21に示すとおりです。

評価は、評価指標を数値化し、類似都市（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市のごみ処理システムの水準が明らかになります。

表 3.2.21 評価指標

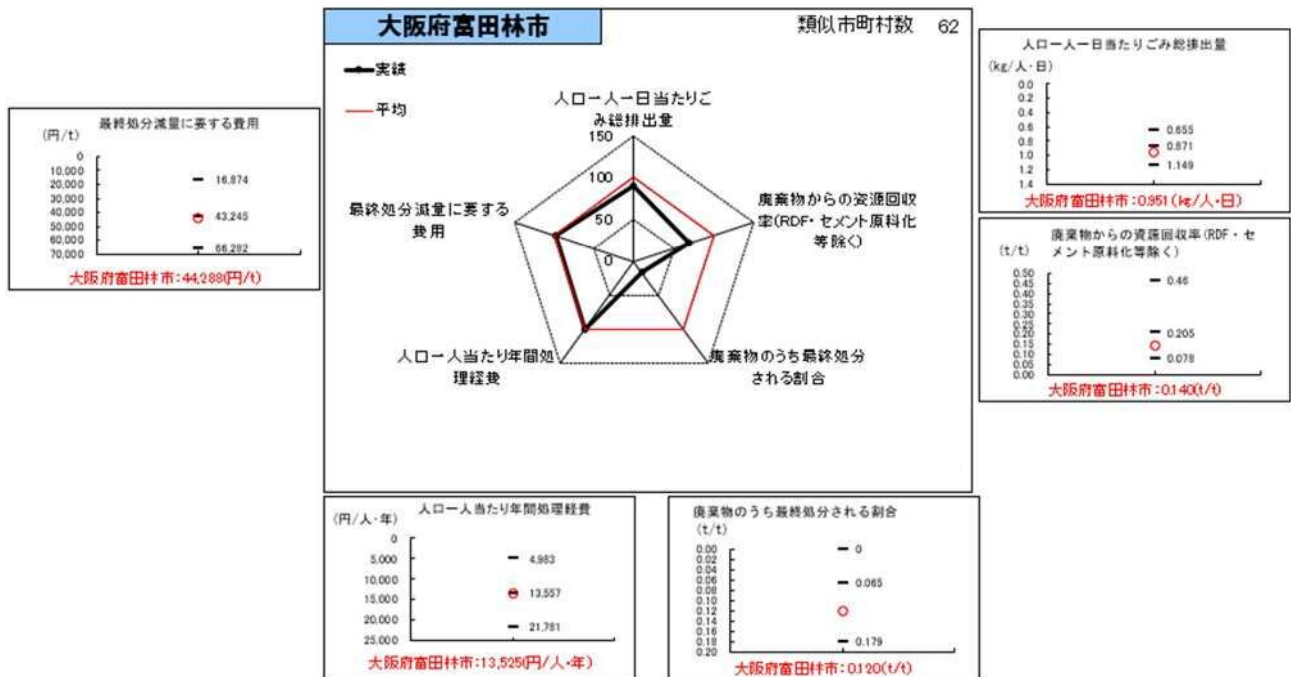
評価指標			算出式
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量[kg/人・日]	ごみ総排出量÷日数÷計画収集人口×10 ³
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDFを除く)[t/t] 【リサイクル率のこと】	資源化量÷ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合[t/t] 【最終処分率のこと】	最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費[円/人・年]	処理及び維持管理費÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用[円/t]	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)

イ 評価結果

評価結果は、図3.2.15及び表3.2.22に示すとおりです。

本市の人口1人1日当たりごみ総排出量951g/人・日は、類似都市（62都市）の平均値871g/人・日を上回り、廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）14.0%は、類似都市の平均値20.5%を下回っています。

本市の人口1人当たり年間処理経費13,525円/人・年及び最終処分減量に要する費用44,288円/tについては、類似都市の平均値（それぞれ13,557円/人・年、43,245円/t）と概ね同等となっています。また、廃棄物のうち最終処分される割合12.0%は、類似自治体の平均値6.5%を上回っています。



注)レーダーチャートの数値及び富田林市の令和2年度実績値等は下表に示す。

図 3.2.15 類似都市の平均値を基準とした評価結果 (令和2年度)

表 3.2.22 本市及び類似都市の評価指標値 (令和2年度)

	人口1人1日当たりごみ総排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの資源回収率 [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口1人当たり年間処理経費 ^{注2)} [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 ^{注3)} [円/t]
平均値	0.871	0.205	0.065	13,557	43,245
最大	1.149	0.460	0.179	21,781	66,282
最小	0.655	0.078	0.000	4,983	16,874
富田林市	0.951	0.140	0.120	13,525	44,288
指数値 ^{注1)}	90.8	68.3	15.4	100.2	98.1

注1)指数値の算出方法(市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針、環境省、平成25年4月改訂)

- ・大きい方が良好な指標: 実績値 ÷ 平均値 × 100
- ・小さい方が良好な指標: (1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100

注2)富田林市以外の都市のデータについては、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)による計算結果を採用した。

注3)最終処分減量に要する費用: 最終処分量を減量化するために要した費用

$$\text{最終処分減量に要する費用} = (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

$$= 1,483,058 \text{千円} \div (38,057 \text{t} - 4,570 \text{t}) \times 1000 = 44,288 \text{円/t}$$

最終処分費及び調査研究費: ゼロ千円

(4) 排出抑制・資源化への取り組み

本市では、ごみの排出抑制・資源化のために、以下のような取り組みを行っています。

① 家庭系ごみ

- ・資源ごみの回収

ごみの分別区分のうち、資源化するカン・ビンについては、平成 26 年 4 月から月 1 回収集から月 2 回収集に変更しました。近年、リチウムイオン電池などが原因の火災等が増加しており、令和 2 年 10 月から市役所や金剛連絡所でリサイクルできる電池の回収を行っています。また、市内の福祉施設の協力を得て、資源ごみの回収を推進しています。

- ・牛乳パックのステーション方式での収集

平成 25 年度に市内の 2 町会で試行実施した結果により、平成 26 年度から市内全域で実施しています。また、令和 4 年度より月 1 回から月 2 回へ収集回数を変更しています。

- ・啓発活動

ごみの分別方法や出し方について、広報誌や本市ウェブサイトへの掲載、パンフレットなどにより、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールや排出マナーの向上を図り、また資源ごみの洗浄などの質の向上を目指しています。平成 26 年度からはスマートフォンで、ごみの分別方法や収集日が簡単に確認できるようにしています。

また、リユース展の開催等を通じて、4R の考え方・実践方法などについて、市民や事業所等へ周知を図ることで、ごみの減量やリサイクルの促進を図り、リサイクル率の向上を目指しています。

② 事業系ごみ

- ・現在、事業系ごみは「もえるごみ」と「カン・ビン」の 2 種分別を実施しており、事業所の分別に対する理解を深めるよう徹底しています。

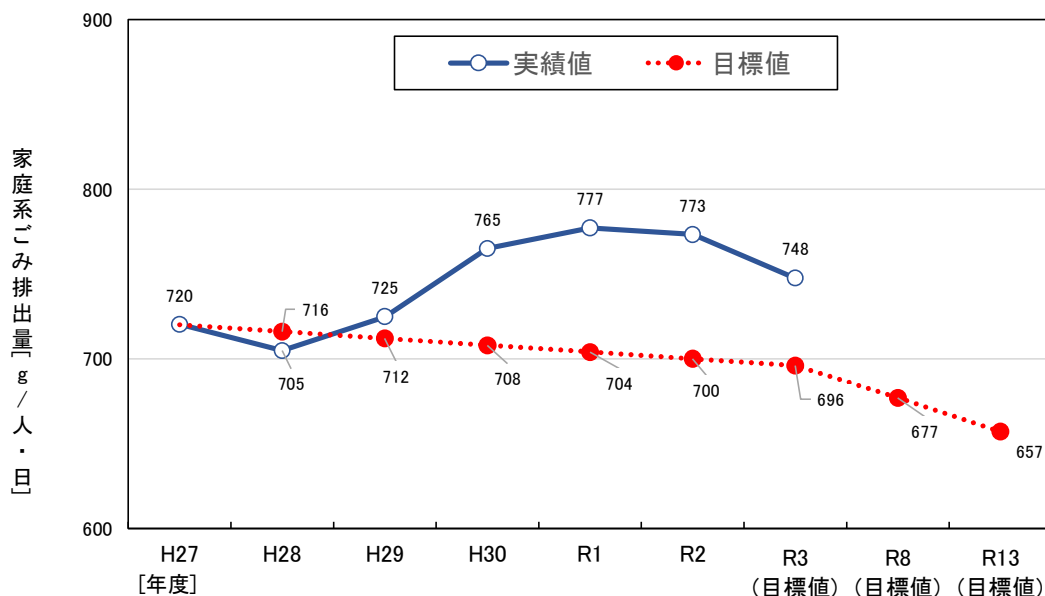
3.3 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) ごみ総排出量

① 家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む）の目標値の達成状況

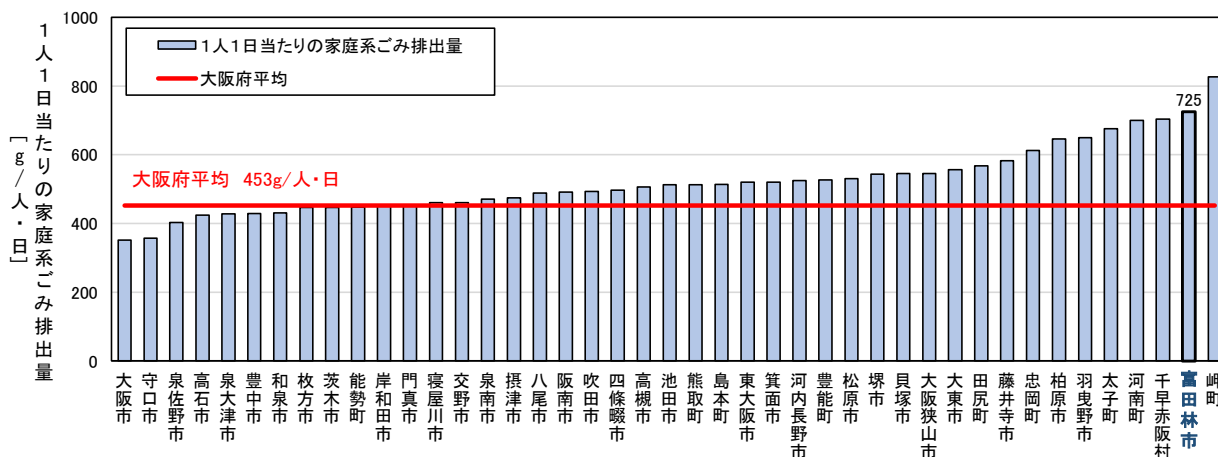
家庭系ごみ排出量は、図 3.3.1 に示すとおり、令和2年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和3年度には748g/人・日となっています。平成27年度比約3.3%削減の令和3年度目標値の696g/人・日は達成できませんでした。

また、国や大阪府の目標値の指標となっている1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、令和2年度には725g/人・日で、大阪府内で2番目に多くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.1 家庭系ごみ排出量の目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 集団回収、資源ごみ除く

図 3.3.2 大阪府内における1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)

表 3.3.1 大阪府内における1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)

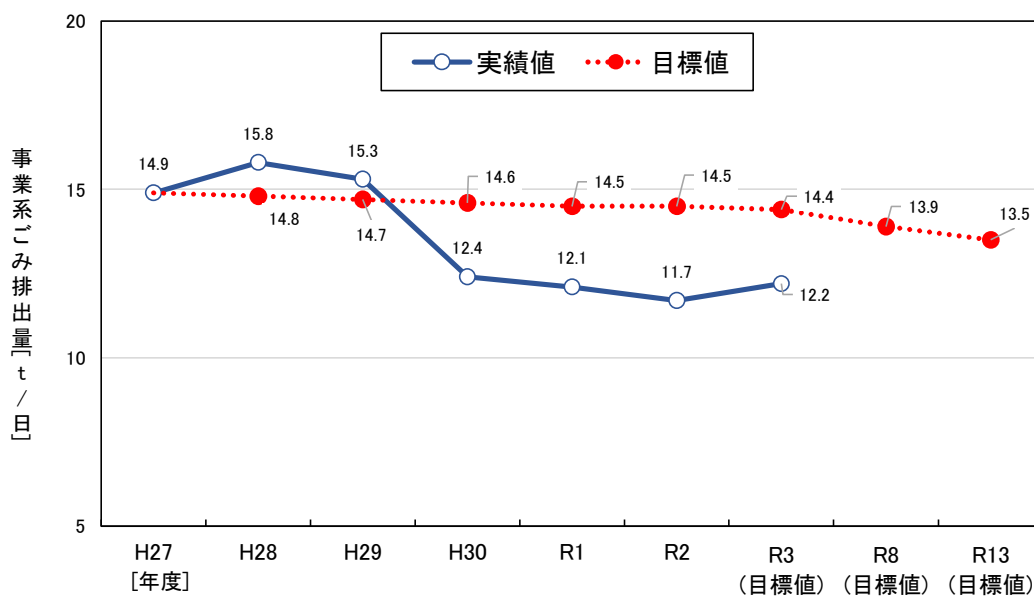
順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]
1	大阪市	352	16	摂津市	475	31	貝塚市	545
2	守口市	358	17	八尾市	489	32	大阪狭山市	546
3	泉佐野市	403	18	阪南市	491	33	大東市	557
4	高石市	425	19	吹田市	493	34	田尻町	568
5	泉大津市	428	20	四條畷市	497	35	藤井寺市	583
6	豊中市	429	21	高槻市	506	36	忠岡町	613
7	和泉市	431	22	池田市	513	37	柏原市	646
8	枚方市	447	23	熊取町	513	38	羽曳野市	650
9	茨木市	447	24	島本町	514	39	太子町	676
10	能勢町	448	25	東大阪市	520	40	河南町	700
11	岸和田市	450	26	箕面市	520	41	千早赤阪村	704
12	門真市	452	27	河内長野市	525	42	富田林市	725
13	寝屋川市	461	28	豊能町	527	43	岬町	827
14	交野市	461	29	松原市	531	-	府内平均値	453
15	泉南市	471	30	堺市	544			

出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注) 集団回収、資源ごみ除く

② 事業系ごみ排出量の目標値の達成状況

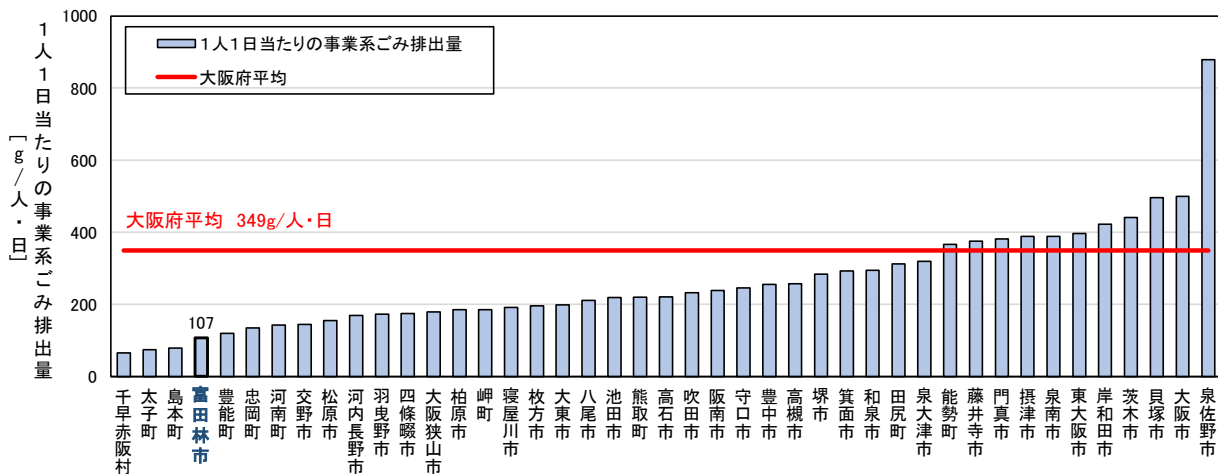
事業系ごみ排出量は、図 3.3.3 に示すとおり、平成 29 年度以降は減少傾向にあり、令和 3 年度には 12.2t/日となっています。平成 27 年度比約 3.4%削減の令和 3 年度目標値の 14.4t/日は平成 30 年度から既に達成できています。

また、1人1日当たり事業系ごみ排出量は、令和 2 年度には 107g/人・日で、大阪府内で 4 番目に少なくなっています。



出典: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.3 事業系ごみ排出量の目標値の達成状況



出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.4 大阪府内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

表 3.3.2 大阪府内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

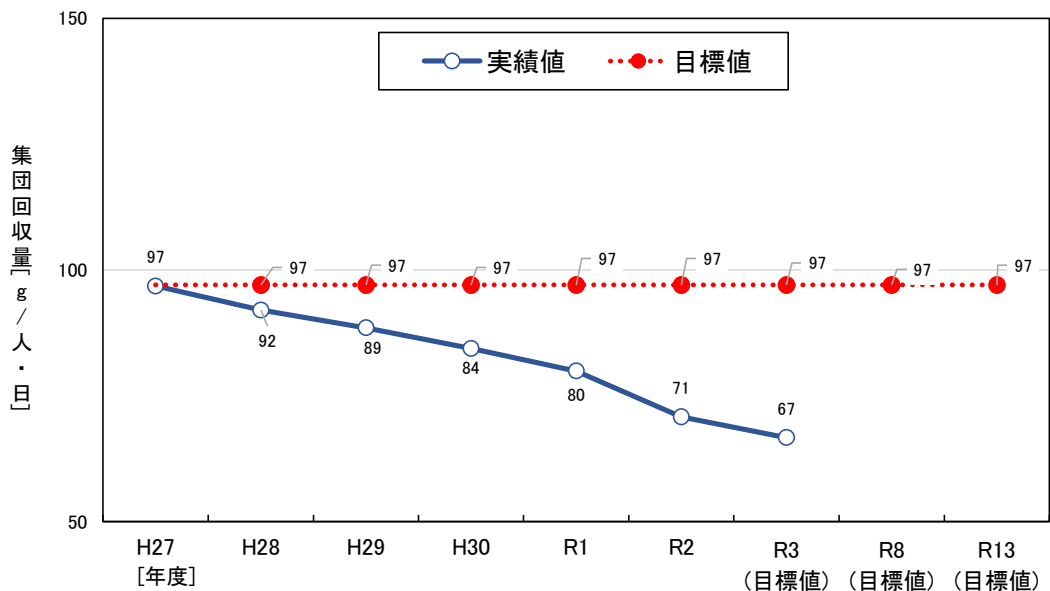
順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]
1	千早赤阪村	65	16	寝屋川市	191	31	田尻町	312
2	太子町	74	17	枚方市	196	32	泉大津市	319
3	島本町	79	18	大東市	198	33	能勢町	367
4	富田林市	107	19	八尾市	211	34	藤井寺市	375
5	豊能町	119	20	池田市	219	35	門真市	381
6	忠岡町	135	21	熊取町	220	36	摂津市	388
7	河南町	143	22	高石市	221	37	泉南市	389
8	交野市	144	23	吹田市	232	38	東大阪市	397
9	松原市	155	24	阪南市	239	39	岸和田市	422
10	河内長野市	169	25	守口市	245	40	茨木市	441
11	羽曳野市	173	26	豊中市	255	41	貝塚市	496
12	四條畷市	175	27	高槻市	257	42	大阪市	499
13	大阪狭山市	179	28	堺市	284	43	泉佐野市	879
14	柏原市	185	29	箕面市	293	-	府内平均値	349
15	岬町	185	30	和泉市	294			

出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

③ 集団回収量の目標値の達成状況

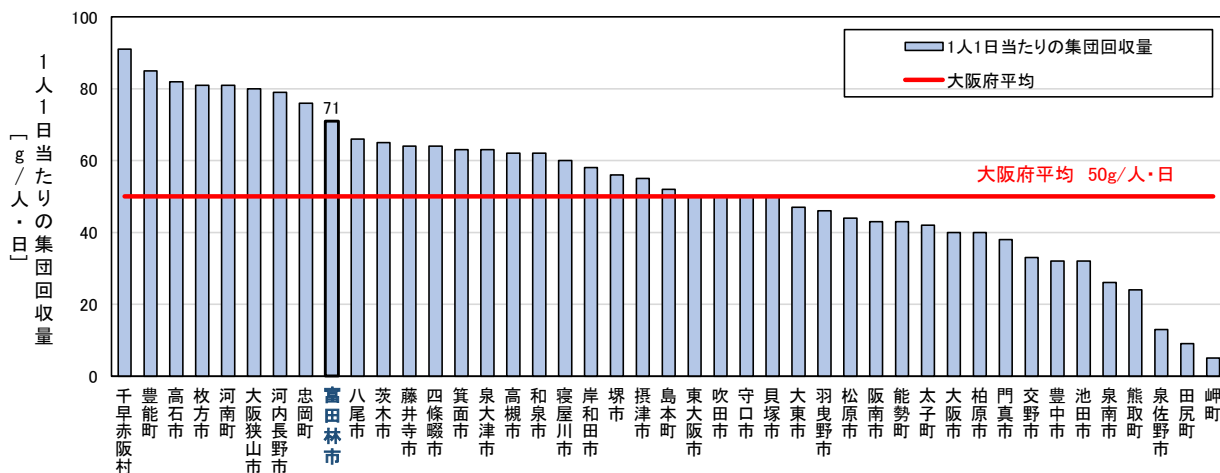
集団回収量は、図 3.3.5 に示すとおり、平成27年度以降減少傾向が継続しており、令和3年度には67g/人・日となっています。平成27年度と同程度の令和3年度目標値の97g/人・日は達成できませんでした。

また、1人1日当たり集団回収量は、令和2年度には71g/人・日で、大阪府内で9番目に多くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.5 集団回収量の目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.6 大阪府内における1人1日当たり集団回収量

表 3.3.3 大阪府内における1人1日当たり集団回収量

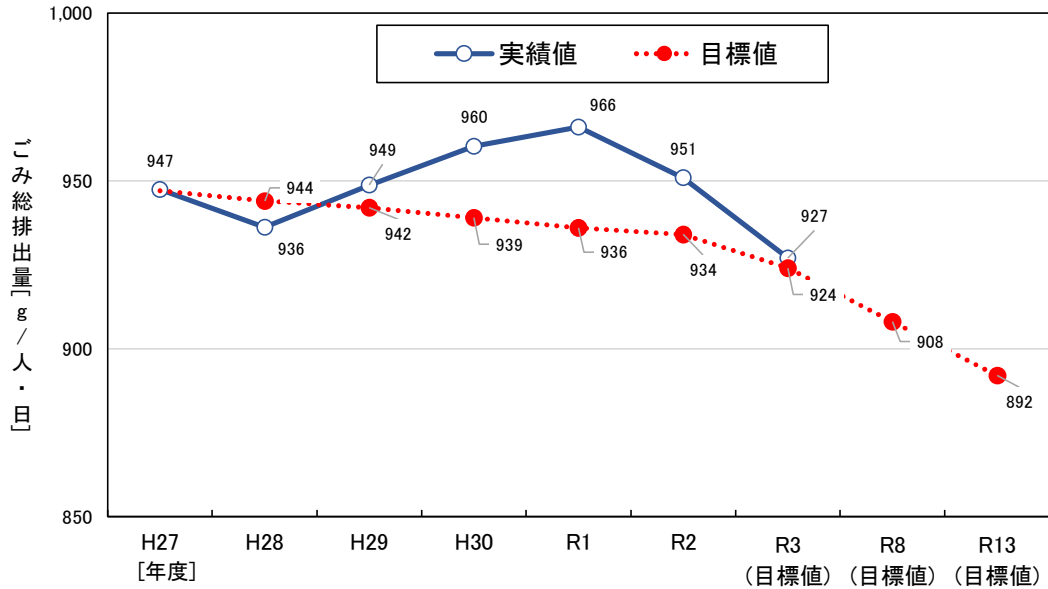
順位	自治体名	1人1日当たりの 集団回収量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの 集団回収量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの 集団回収量 [g/人・日]
1	千早赤阪村	91	16	高槻市	62	31	能勢町	43
2	豊能町	85	17	和泉市	62	32	太子町	42
3	高石市	82	18	寝屋川市	60	33	大阪市	40
4	枚方市	81	19	岸和田市	58	34	柏原市	40
5	河南町	81	20	堺市	56	35	門真市	38
6	大阪狭山市	80	21	摂津市	55	36	交野市	33
7	河内長野市	79	22	島本町	52	37	豊中市	32
8	忠岡町	76	23	東大阪市	50	38	池田市	32
9	富田林市	71	24	吹田市	50	39	泉南市	26
10	八尾市	66	25	守口市	50	40	熊取町	24
11	茨木市	65	26	貝塚市	50	41	泉佐野市	13
12	藤井寺市	64	27	大東市	47	42	田尻町	9
13	四條畷市	64	28	羽曳野市	46	43	岬町	5
14	箕面市	63	29	松原市	44	-	府内平均値	50
15	泉大津市	63	30	阪南市	43			

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ ごみ総排出量の目標値の達成状況

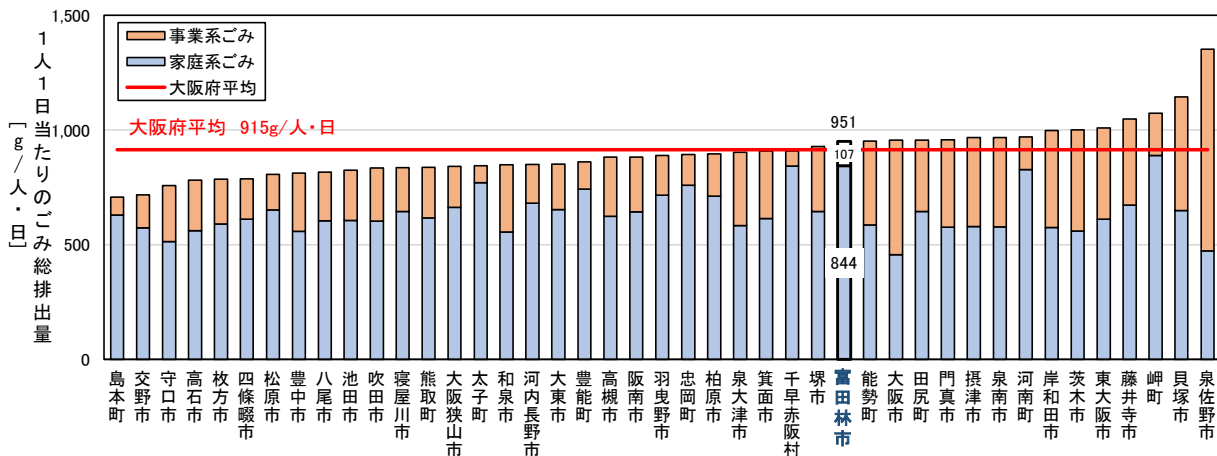
ごみ総排出量は、図 3.3.7 に示すとおり、平成 29 年度以降緩やかな増加傾向にありましたが、令和 3 年度には 927g/人・日となっています。平成 27 年度比約 2.4%削減の令和 3 年度目標値の 924g/人・日はわずかに達成できませんでした。

また、1 人 1 日当たりごみ総排出量は、令和 2 年度には 951g/人・日で、大阪府内で 15 番目に多くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.7 ごみ総排出量の目標値の達成状況



出典：令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注) 家庭系ごみは、集団回収を含む。

図 3.3.8 大阪府内における 1 人 1 日当たりごみ総排出量

表 3.3.4 大阪府内における1人1日当たりごみ総排出量

順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]
1	島本町	708	16	和泉市	849	31	大阪市	956
2	交野市	718	17	河内長野市	850	32	田尻町	956
3	守口市	758	18	大東市	851	33	門真市	957
4	高石市	782	19	豊能町	861	34	摂津市	966
5	枚方市	786	20	高槻市	881	35	泉南市	966
6	四條畷市	787	21	阪南市	883	36	河南町	970
7	松原市	806	22	羽曳野市	889	37	岸和田市	998
8	豊中市	813	23	忠岡町	894	38	茨木市	1,001
9	八尾市	815	24	柏原市	896	39	東大阪市	1,008
10	池田市	825	25	泉大津市	903	40	藤井寺市	1,049
11	吹田市	835	26	箕面市	908	41	岬町	1,074
12	寝屋川市	836	27	千早赤阪村	909	42	貝塚市	1,144
13	熊取町	837	28	堺市	929	43	泉佐野市	1,352
14	大阪狭山市	841	29	富田林市	951	—	府内平均値	915
15	太子町	845	30	能勢町	953			

出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 家庭系ごみは、集団回収を含む。

⑤ 課題

本市のごみ総排出量は令和元年度まで緩やかな増加傾向にあり、1人1日当たりごみ総排出量は、大阪府内で15番目に多くなっています。また、1人1日当たり家庭系ごみ(資源ごみ除く)は、大阪府内で2番目に多くなっています。

もえるごみの中に含まれる紙類・布類の割合は、平成29年度以降令和2年度を除いて横ばい、また令和3年度には増加していることから、分別区分に関する理解が十分にされていないものと考えられます。

また、家庭系資源ごみの収集量は、概ね横ばいの傾向にありますが、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。

事業系ごみについては、減少傾向にあり、1人1日当たり事業系ごみ排出量は、大阪府平均の約30%程度で、大阪府内で4番目に少なくなっています。今後も、事業者に対する減量化・再生利用の指導・啓発、事業系ごみの分別収集の徹底を継続的に実施していく必要があります。

(2) 焼却処理量

① 目標値の達成状況

焼却処理量は、図 3.3.9 に示すとおり、平成 29 年度以降緩やかな増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降は減少に転じています。平成 27 年度比約 7.5% 削減の令和 3 年度目標値の 31,225t/年はずかには達成できませんでした。

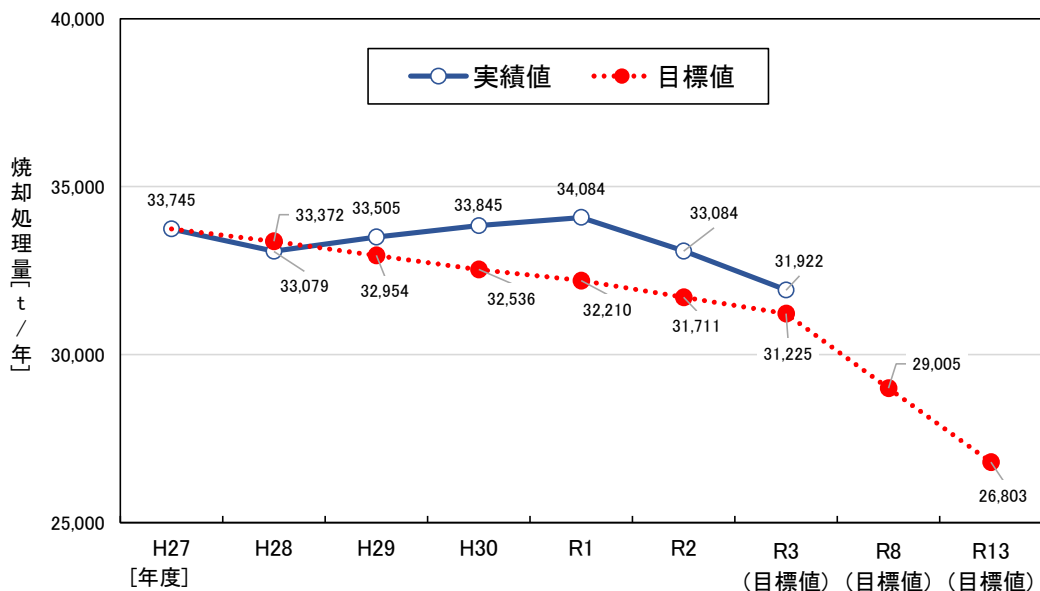


図 3.3.9 焼却処理量の目標値の達成状況

② 課題

令和元年度までの焼却処理量の緩やかな増加傾向の要因は、家庭系ごみ排出量の増加と考えられ、令和 2 年度以降の減少は事業系ごみ排出量の減少と考えられます。

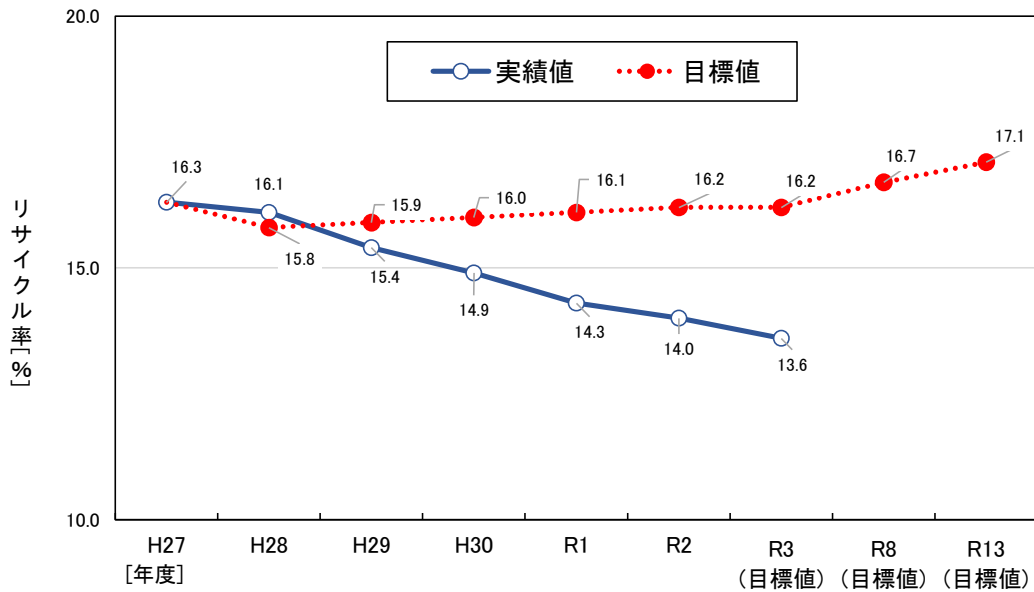
このため、家庭系もえるごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるべく、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっていきます。

(3) リサイクル率

① 目標値の達成状況

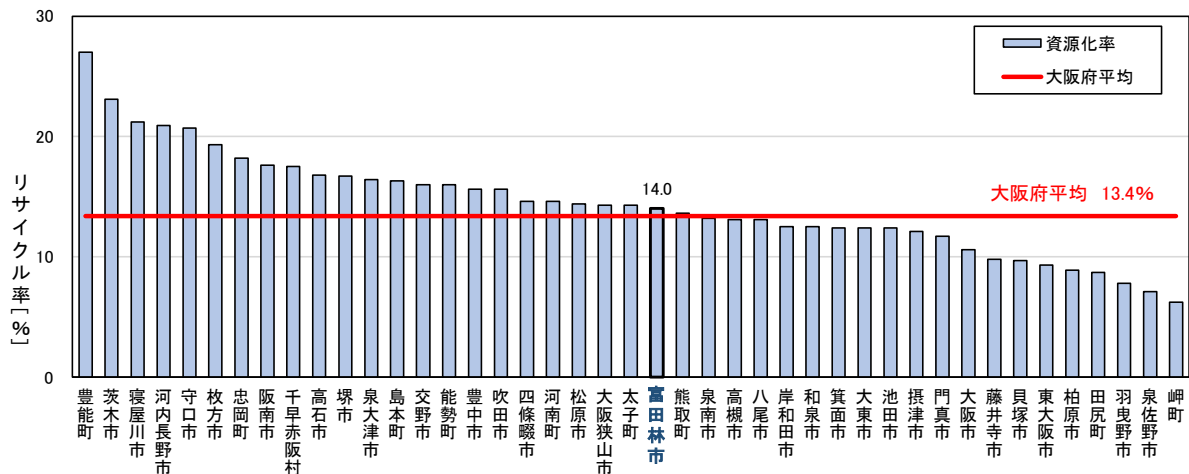
リサイクル率は、図 3.3.10 に示すとおり、低下傾向が継続しており、令和3年度には 13.6% となっています。令和3年度目標値の 16.2% は達成できませんでした。

また、令和2年度のリサイクル率は 14.0% で、大阪府内で 23 番目に高くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.10 リサイクル率の目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.11 大阪府内におけるリサイクル率

表 3.3.5 大阪府内におけるリサイクル率

順位	自治体名	リサイクル率 [%]	順位	自治体名	リサイクル率 [%]	順位	自治体名	リサイクル率 [%]
1	豊能町	27.0	16	豊中市	15.6	31	大東市	12.4
2	茨木市	23.1	17	吹田市	15.6	32	池田市	12.4
3	寝屋川市	21.2	18	四條畷市	14.6	33	摂津市	12.1
4	河内長野市	20.9	19	河南町	14.6	34	門真市	11.7
5	守口市	20.7	20	松原市	14.4	35	大阪市	10.6
6	枚方市	19.3	21	大阪狭山市	14.3	36	藤井寺市	9.8
7	忠岡町	18.2	22	太子町	14.3	37	貝塚市	9.7
8	阪南市	17.6	23	富田林市	14.0	38	東大阪市	9.3
9	千早赤阪村	17.5	24	熊取町	13.6	39	柏原市	8.9
10	高石市	16.8	25	泉南市	13.2	40	田尻町	8.7
11	堺市	16.7	26	高槻市	13.1	41	羽曳野市	7.8
12	泉大津市	16.4	27	八尾市	13.1	42	泉佐野市	7.1
13	島本町	16.3	28	岸和田市	12.5	43	岬町	6.2
14	交野市	16.0	29	和泉市	12.5	-	府内平均值	13.4
15	能勢町	16.0	30	箕面市	12.4			

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

② 課題

リサイクル率は低下傾向が続いており、家庭系もえるごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う等、3種6分別の徹底はもちろんのこと、分別の強化を図っていく必要があります。

各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の発行部数などの減少に伴い、資源ごみの発生量そのものが減少していることや、スーパー店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化しています。

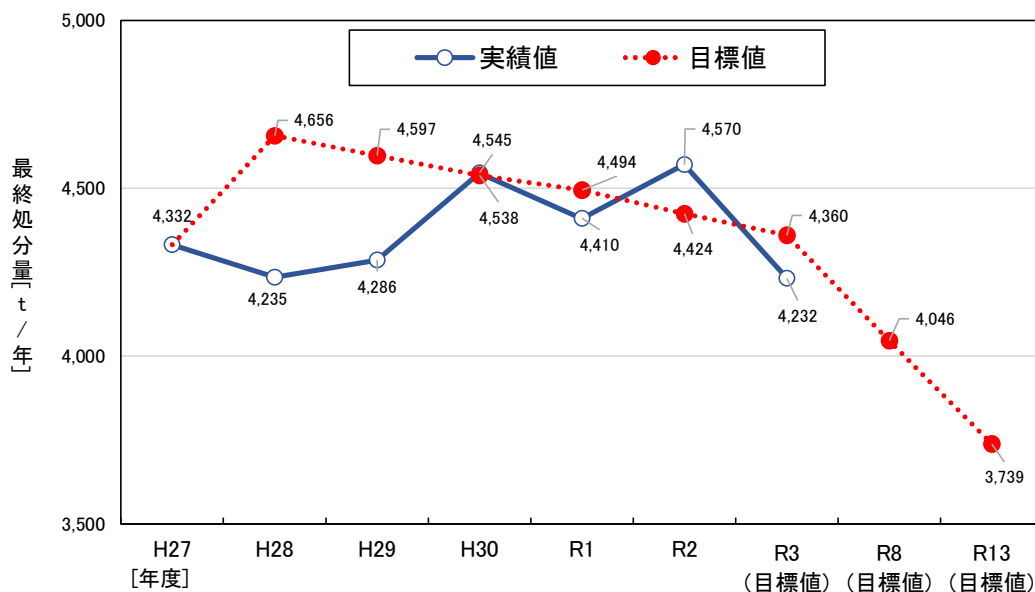
また、収集・集団回収ともに資源化量は減少傾向にあることから、これらのことを踏まえて、リサイクル率の考え方について検討する必要があります。

また、アジア諸国における廃プラスチックや古紙の禁輸措置等の影響など、資源化施策を取り巻く環境は大きく変化していることから、今後の社会経済環境に合わせた施策や拠点回収等の資源化施策の強化が必要です。

(4) 最終処分量

① 目標値の達成状況

最終処分量は、図 3.3.12 に示すとおり、平成 29 年度以降緩やかな増加傾向で推移していましたが、令和 3 年度は 4,232t/年となっており、令和 3 年度目標値 4,360t/年は達成できませんでした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.12 最終処分量の目標値の達成状況

② 課題

最終処分量は全て焼却残渣となっていますので、最終処分量の緩やかな増加傾向の要因は、焼却処理量の推移と一致しており、家庭系ごみ排出量の増加傾向がその要因となっていると考えられます。また、近年、焼却残渣発生率が若干増加傾向にあります。

このため、家庭系もえるごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるべく、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。また、運転開始から 37 年が経過しているごみ焼却施設の計画的な点検・整備の継続とともに、基幹的設備改良等の検討が必要となっています。

4.1 基本方針

私たちの生活は、物質的に豊かである一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済が深刻な環境負荷増大をもたらしています。今後は、ライフスタイルの見直しなどを通じ、天然資源の消費を抑制し、社会全体での物質循環が円滑に行われるよう、循環型社会を形成していくことが求められています。

国の基本計画としては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）が閣議決定されました。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

本市においても、本市の将来像「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林」を「主体的な市民参加と協働によるまちづくり」によって実現するため、前計画の基本方針を踏襲して「循環型社会の形成」を推進していきます。

このため、「3R」（リデュース[Reduce]、リユース[Reuse]、リサイクル[Recycle]）に加え、レジ袋や過剰な包装など、不要なものを断ること（リフューズ[Refuse]）が重要であるとの認識のもと、今後も、本市としては「3R」にリフューズを加えた「4R」を推進していきます。

さらに、今後は、市民、市民公益活動団体、事業者、行政などの各主体が互いに連携し合いながら、循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境にやさしいまちづくりを進め、将来世代に引き継ぐことが重要となっています。

本計画の基本方針としては、表 4.1.1 に示すとおり、【基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」】、【基本方針Ⅱ「資源循環の推進」】及び【基本方針Ⅲ「適正処理の推進」】として設定します。

表 4.1.1 本計画の基本方針

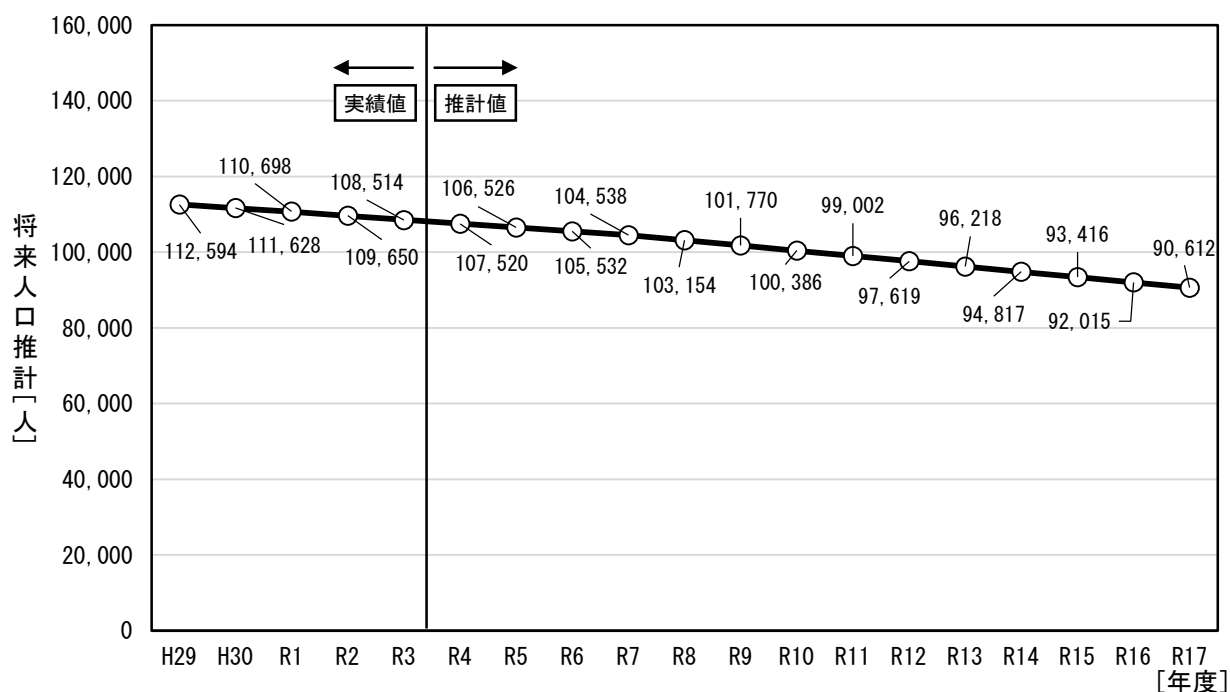
基本方針		取組内容
【基本方針Ⅰ】 発生抑制・排出抑制 ・再使用の推進	断ること (Refuse)	市民・市民公益活動団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、不要なものをもらわない、過剰な包装等を断るという意識を持つよう普及啓発を図り、ごみの減量化を促進していきます。
	排出抑制 (Reduce)	市民・市民公益活動団体・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行い、ごみの発生を可能な限り防いでいきます。また、発生抑制を推進するための施策を検討し、実施していきます。
	再使用 (Reuse)	発生したごみについては、可能な限り再使用を図るよう、市民・市民公益活動団体・事業者に促していきます。また、再使用を促進するような施策を検討し、実施していきます。
【基本方針Ⅱ】 資源循環の推進	再生利用 (Recycle)	市民・市民公益活動団体・事業者が協力して、リサイクル可能なものを極力分別するよう周知し、資源化率の向上を図っていきます。また、集団回収等の取組を推奨し、資源化量の増加を図っていきます。
【基本方針Ⅲ】 適正処理の推進		ごみとして排出されたものについては、南河内環境事業組合のごみ処理施設で減量化・資源化・安定化等の適正処理を行っていきます。また、ダイオキシン類対策をはじめ環境に配慮した運転を要請していきます。

4.2 将来予測（現状趨勢）

（1）将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 4.2.1 に示すとおり、第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略（富田林市、令和2年3月）の新たなシナリオに基づく推計結果（新推計）の人口を用います。

本市の人口は、令和4年3月末現在で約109千人、今後、徐々に人口減少が進み、計画目標年度の令和13年度には約96千人になると推計され、令和3年度と比べて約13千人減少する見込みです。



注1) 実績人口：住民基本台帳3月末人口

注2) R4年度以降推計人口：第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）の新たなシナリオに基づく推計結果（新推計）を基に推計

図 4.2.1 将来人口の推計

(2) ごみ排出量の将来推計

① 将来推計の考え方

将来推計は、本市がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持・強化し、市民や事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合【現状趨勢】でのごみ排出量の推計になります。

家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収等の将来推計の考え方は、表 4.2.1 に示すとおりです。

なお、ごみ排出量の推計に用いるごみ排出量実績は、令和2年度及び令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響がみられなかったことから、平成29年度～令和3年度の5年間の実績を用いることとしています。

表 4.2.1 ごみ排出量の将来推計の考え方

家庭系ごみ排出量	<p>○平成29年～令和3年度の5年間の家庭系ごみの排出区分別に1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計</p> <p>○将来人口は、第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口を基本として設定</p> <p>○家庭系ごみ排出量(t/年)=1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶</p>
事業系ごみ排出量	<p>○平成29年～令和3年度の5年間の事業系ごみの排出区分別に1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計</p> <p>○将来人口は、第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口を基本として設定</p> <p>○事業系ごみ排出量(t/年)=1人1日当たり事業系ごみ排出量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶</p>
集団回収量	<p>○平成29年～令和3年度の5年間の1人1日当たり集団回収量(g/人・日)を基に将来推計</p> <p>○古紙需給統計では、令和3年度を基準として令和13年度に約25%減少となるため、紙類を主体とする集団回収の推計に当たってはこれを考慮して将来推計</p> <p>○集団回収量(t/年)=1人1日当たり集団回収量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量(t/年)=家庭系ごみ排出量(t/年)+事業系ごみ排出量(t/年) ・ごみ総排出量(t/年)=ごみ排出量(t/年)+集団回収量(t/年) ・資源化量(t/年)=資源化施設回収量(t/年)+中間処理後回収量(t/年)+集団回収量(t/年) ・リサイクル率(%)=資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100 ・最終処分率(%)=最終処分量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100 	

② ごみ総排出量の将来推計結果

ごみ総排出量の将来推計結果は、図 4.2.2 及び表 4.2.2 に示すとおりです。

ごみ総排出量は減少傾向で推移し、令和 13 年度には 32,735t/年となります。また、1 人 1 日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ（資源ごみ除く）は若干増加傾向、事業系ごみは現状維持となる見込みです。

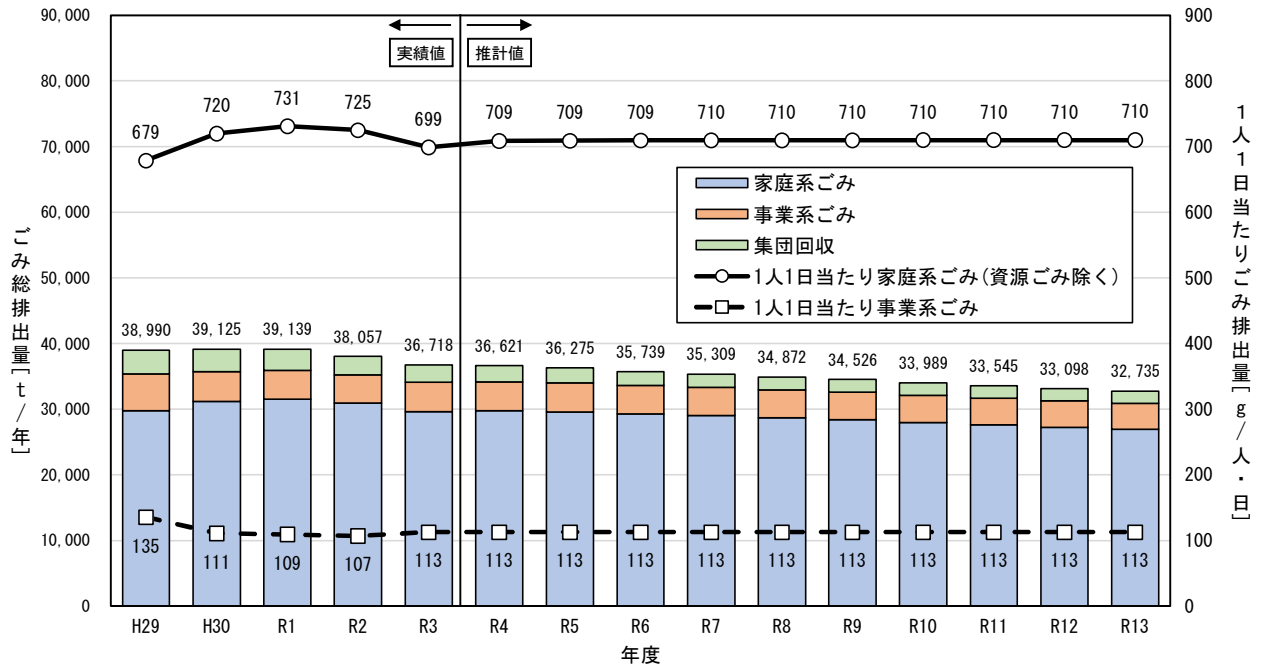


図 4.2.2 ごみ総排出量の将来推計結果

表 4.2.2 ごみ総排出量の将来推計結果

区分		単位	令和3年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (最終目標)
人口		人	108,514	103,154	96,218
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	29,611	28,681	26,945
	家庭系ごみ(資源ごみ除く)	t/年	27,679	26,722	25,001
	事業系ごみ	t/年	4,466	4,246	3,971
	ごみ排出量計	t/年	34,077	32,927	30,916
集団回収量		t/年	2,641	1,945	1,819
ごみ総排出量		t/年	36,718	34,872	32,735
1人1人当たり ごみ排出量	家庭系ごみ	g/人・日	748	762	765
	家庭系ごみ(資源ごみ除く)	g/人・日	699	710	710
	事業系ごみ ^{注)}	g/人・日	113	113	113 (参考値)110
	ごみ排出量計	g/人・日	860	875	878
1人1日当たり集団回収量		g/人・日	67	52	52
1人1日当たりごみ総排出量		g/人・日	927	926	930

注)さらなる削減に努めるために参考値を設定します。

③ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 4.2.3 及び表 4.2.3 に示すとおりです。

資源化量は減少傾向で推移し、令和13年度には4,160t/年と令和3年度（基準年度）の約17%減となります。また、リサイクル率も減少傾向が継続し、令和13年度には12.7%となる見込みです。

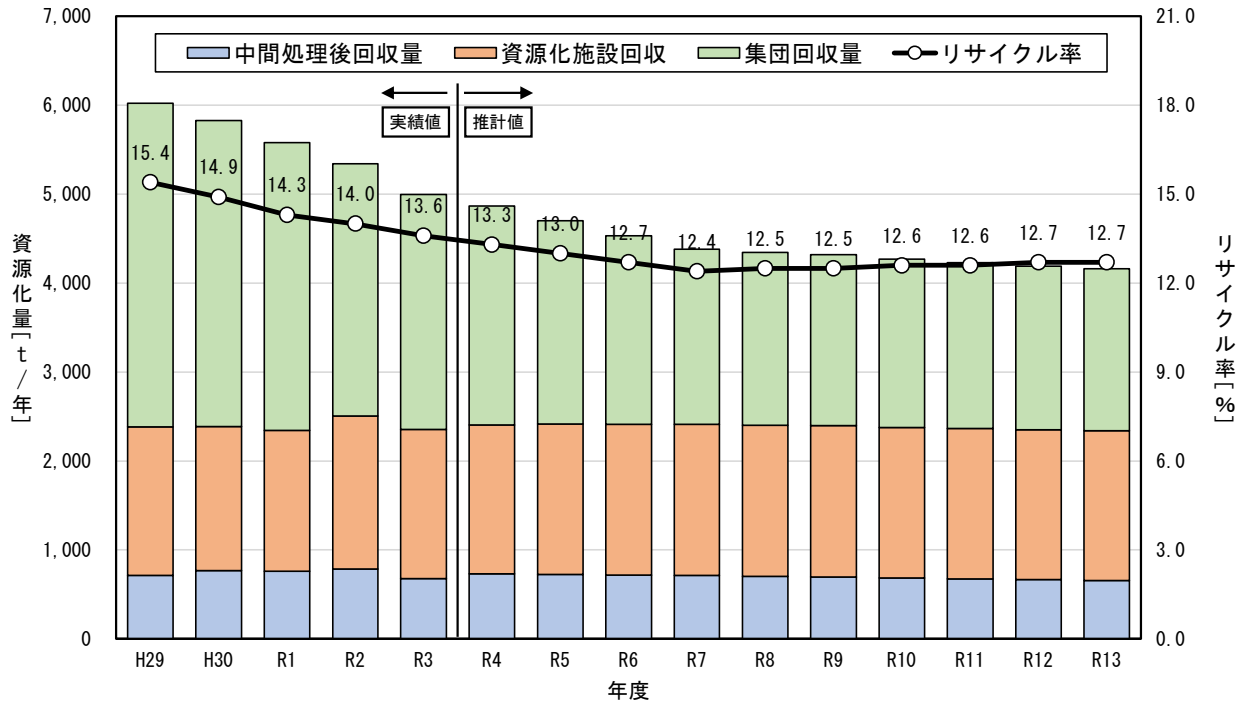


図 4.2.3 資源化量の将来推計結果

表 4.2.3 資源化量及び最終処分量の将来推計結果

区分		単位	令和3年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (最終目標)
ごみ総排出量		t/年	36,718	34,872	32,735
資源化量	中間処理後回収量	t/年	678	702	658
	資源化施設回収量	t/年	1,678	1,699	1,683
	集団回収量	t/年	2,641	1,945	1,819
	計	t/年	4,997	4,346	4,160
リサイクル率		%	13.6	12.5	12.7
最終処分量		t/年	4,232	4,092	3,829
最終処分率		%	11.5	11.7	11.7

④ 最終処分量の将来推計結果

最終処分量の将来推計結果は、図 4. 2. 4 及び表 4. 2. 3 に示すとおりです。

最終処分量は減少傾向で推移し、令和 13 年度には 3, 829t/年と令和 3 年度（基準年度）の約 10% 減となります。また、最終処分率は概ね現状維持で推移する見込みです。

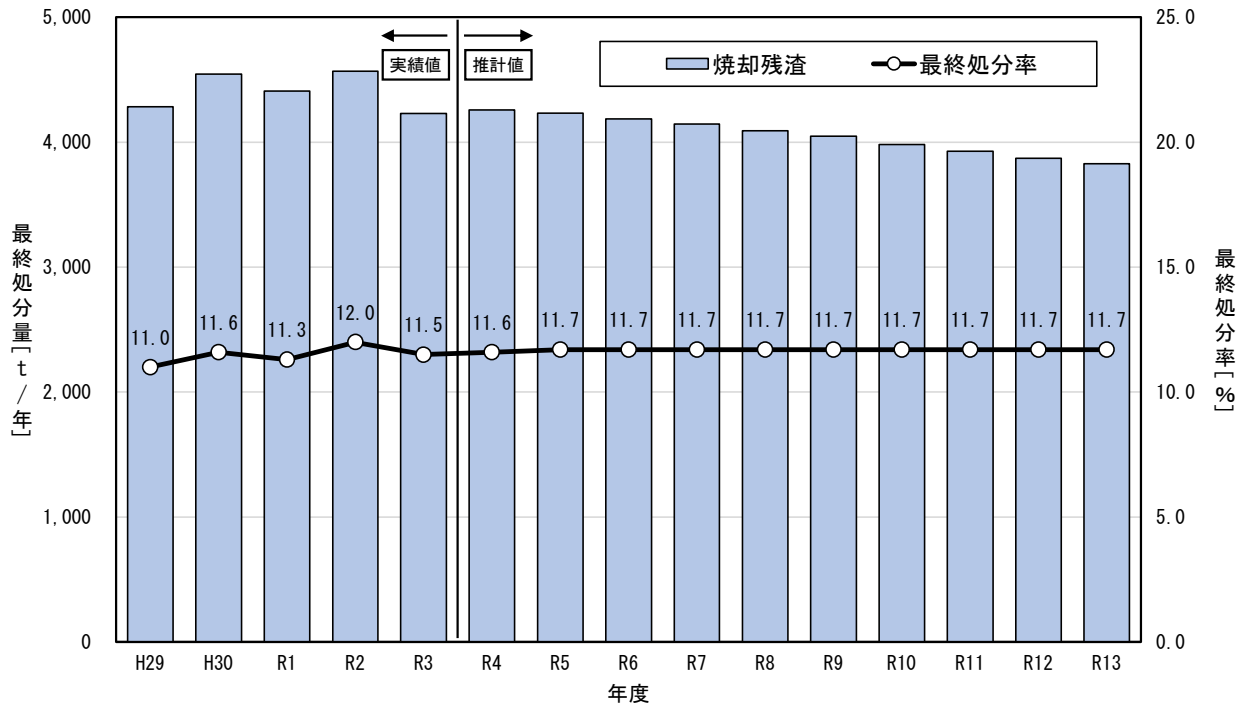


図 4. 2. 4 最終処分量の将来推計結果

4.3 計画の目標

(1) 目標の設定

本市のごみ処理の現状を踏まえ、国及び大阪府の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和13年度を計画目標年度とした、以下の3つの数値目標を設定します。

目標1 家庭系ごみを約7%削減します。

【指標：1人1日当たり家庭系ごみ排出量】

* 家庭系ごみ約7%削減は、市民1人1日当たり49g/人・日削減に相当します。
⇒市民1人1日当たり「レジ袋(大)7枚分」の削減を目指します。

目標2 事業系ごみのさらなる削減を進めます。

【指標：1人1日当たり事業系ごみ排出量】

* 事業系ごみは、令和3年度で市民1人1日当たり113g/人・日になっており、目標を達成しています。
⇒大阪府内他都市と比較しても少ないですが、さらなる削減を目指します。

目標3 リサイクル率を約17%以上とします。

【指標：リサイクル率】

* リサイクル率を令和3年度実績13.6%から17%に改善するためには、市民1人1日当たり資源化量54g/人・日の増加が必要です。
⇒市民1人1日当たり「牛乳パック2個分」の資源化増を目指します。

(2) 目標達成の考え方

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

大阪府循環型社会推進計画では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の令和7年度目標を令和元年度比で11%削減としています。

このため、本市の令和元年度実績 731g/人・日の11%削減である650g/人・日、すなわち令和3年度実績 699g/人・日に対して約7%削減を最終目標値として設定します。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

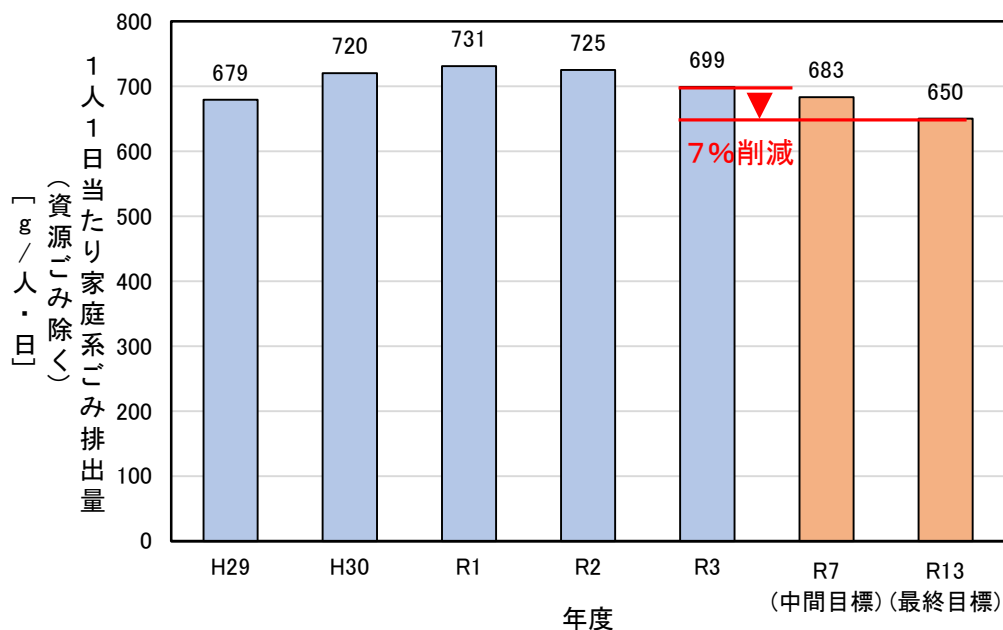


図 4.3.1 家庭系ごみ排出量の目標値

② 1人1日当たり事業系ごみ排出量の目標値

本市の1人1日当たり事業系ごみ排出量は、令和2年度実績 107g/人・日と大阪府内43市町村で4番目に少なくなっています。また、全国平均の半分以下になっています。このため、令和3年度実績 113g/人・日を基に最終目標年度に向けてさらなる削減に努めます。

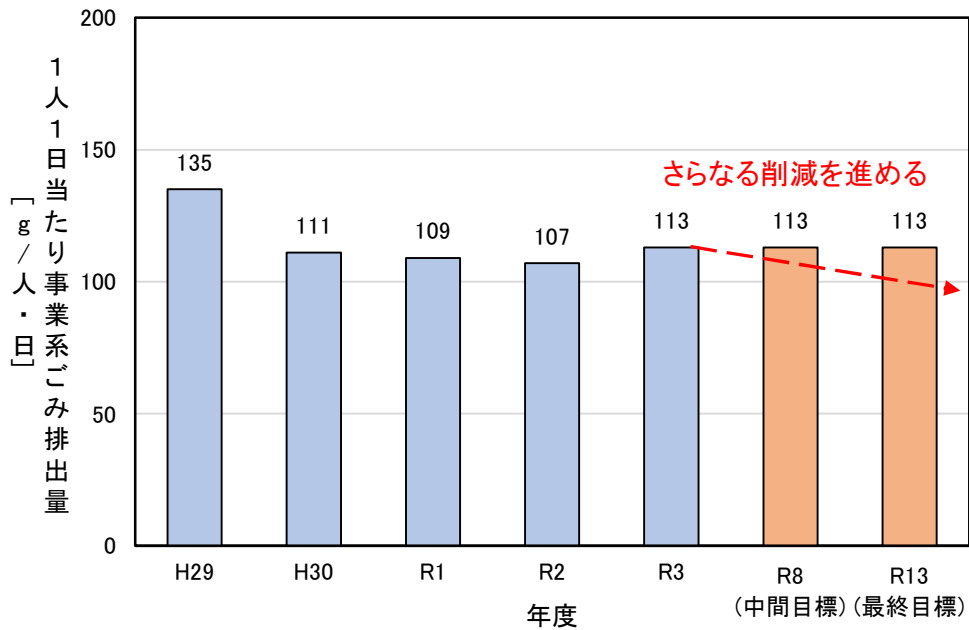


図 4.3.2 事業系ごみ排出量の目標値

③ リサイクル率の目標値

大阪府循環型社会推進計画では、再生利用率（リサイクル率）の令和7年度目標を17.7%としています。また、本市の前計画では令和13年度目標17.1%としています。

このため、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用に関する施策の推進や分別の徹底、また集団回収制度の見直し等により、先に示しました家庭系ごみの減量化分（粗大ごみ除く）の約50%が集団回収により資源化されると想定して、令和3年度実績値の約3.7ポイント増加である17%以上を最終目標値として設定します。

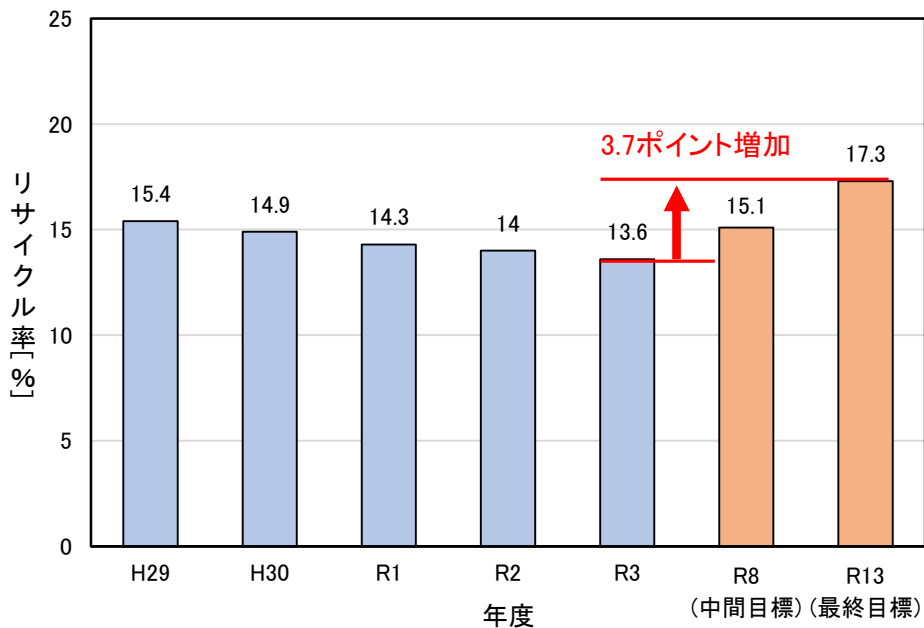


図 4.3.3 リサイクル率の目標値

第5章 ごみ処理基本計画の基本施策

5.1 施策体系

3つの基本方針である「基本方針Ⅰ 発生抑制・排出抑制・再使用の推進」、「基本方針Ⅱ 資源循環の推進」及び「基本方針Ⅲ 適正処理の推進」に基づき、ごみの減量・資源化施策並びにごみの適正処理施策に取り組んでいきます。

本計画における施策体系は、表 5.1.1 に示すとおりです。本計画では、目標の達成を目指し、令和4年度に実施したアンケート調査結果も参考として、22の基本施策を展開していきます。

表 5.1.1 本計画の施策体系

基本方針	基本施策	施策の位置付け		
基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実		拡充	
	1-02 環境教育・環境学習の充実		拡充	
	1-03 各種イベントの開催	継続		
	1-04 家庭系生ごみの減量化の推進	継続		
	1-05 食品ロス削減の推進			新規
	1-06 有料シール及び直接搬入ごみの処理手数料の改定検討	継続		
	1-07 事業所に対する排出抑制指導体制の整備	継続		
	1-08 プラスチックごみ発生抑制の推進			新規
	1-09 グリーン購入の推進	継続		
基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	2-01 分別徹底の推進		拡充	
	2-02 プラスチック類の資源化推進			新規
	2-03 資源循環推進のための支援制度の充実		拡充	
	2-04 小型家電製品の資源化の拡大検討			新規
	2-05 資源物の抜き取り防止対策の検討		拡充	
基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	継続		
	3-02 分別収集品目の見直し			新規
	3-03 高齢者等への対応	継続		
	3-04 事業系ごみの適正処理の推進	継続		
	3-05 適正な中間処理施設の維持管理	継続		
	3-06 災害廃棄物の適正処理に向けた対応		拡充	
	3-07 適正処理困難物等への対応	継続		
	3-08 不法投棄への対応	継続		

5.2 基本方針 I 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

【断ること】(Refuse)

市民・市民公益活動団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、不要なものをもらわない、過剰な包装等を断るという意識を持つよう普及啓発を図り、ごみの減量化を促進していきます。

【排出抑制】(Reduce)

市民・市民公益活動団体・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行い、ごみの発生を可能な限り防いでいきます。また、発生抑制を推進するための施策を検討し、実施していきます。

【再使用】(Reuse)

発生したごみについては、可能な限り再使用を図るよう、市民・市民公益活動団体・事業者に促していきます。また、再使用を促進するような施策を検討し、実施していきます。

(1) 啓発・情報提供の充実【拡充】

「広報とんだばやし」やホームページ及び SNS 等を通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を推進します。品目入力により分別方法が検索できるウェブアプリ「富田林市ゴミチェッカー」や、よりわかりやすく、見やすい町別ごみ収集日程がわかるウェブアプリ「富田林市ゴミかれんだー」の周知・普及を図るとともに、分別徹底等の市民啓発用チラシを定期的に配布するなど、市民に対して繰り返し啓発を実施します。

また、ごみ減量化を図り資源化及び有効利用を推進していくためには、市民と事業者の理解と協力が必要です。そのための啓発活動にあたっては、「誰を対象にするか」、「何を訴えるか」、「どのような媒体で広めるか」について検討し、協力の内容を市民と事業者確実に伝達し、その協力内容が市民に実行できる条件づくりを行っていきます。

(2) 環境教育・環境学習の充実【拡充】

ごみの減量・資源化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会と連携し、小学生向け出前講座を実施します。また、食品ロスの削減に向けて、食育の取組等の環境学習活動に積極的に取り組みます。

また、校内の授業においても、ごみ処理の流れや分別・減量・資源化の推進について学べるよう、新たな教材の作成等、学校と連携しながら学習活動に積極的に取り組みます。

(3) 各種イベントの開催【継続】

新型コロナウイルス感染症防止の観点から各種イベントの開催方法等について検討した上で、地域社会と連携した「リユース展」等の各種イベントを通じて、ごみの減量・資源化に対する市民意識の高揚を図ります。

(4) 家庭系生ごみの減量化の推進【継続】

ごみの減量化のため、生ごみの水切りについて啓発を行うほか、食品ロス削減の取り組みとして、食材の使い切り、料理の食べ切りを加えた「3キリ運動」を推進します。

(5) 食品ロス削減の推進【新規】

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、富田林市社会福祉協議会や市民公益活動団体等が行う講習会等を通じて関係機関及び関係団体等と連携し、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けて周知啓発の強化を行い、使いきり・食べ切りを推進します。

また、様々な機会を活用して、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブの活動と連携して、食品ロスの発生抑制を推進します。

(6) 有料シール及び直接搬入ごみの処理手数料の改定検討【継続】

有料シール等のごみ処理手数料の改定は、市民生活に大きな影響を与えることになるため、まずは、さらなるごみの減量化、コスト削減に取り組むこととします。

一方、ごみ処理手数料の改定は、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用や資源化の推進、循環型社会の構築の推進及び排出量に応じた負担の公平性の確保に資する面もあることから、財政状況や新たなごみ処理施設の整備等を踏まえ、引き続き検討していきます。

(7) 事業所に対する排出抑制指導體制の整備【継続】

多量排出事業者には、「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」を作成・提出してもらい、ごみの減量や適正な処理の指導を行っていきます。

(8) プラスチックごみ発生抑制の推進【新規】

本市では、令和元年6月に「とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言」を発出し、海洋プラスチック問題について啓発するとともに、4Rのさらなる推進を行っています。

プラスチックごみの発生抑制に向け、「広報とんだばやし」やホームページ及びSNS等を活用して効果的な周知啓発を行い、マイバッグやマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、市民・市民公益活動団体・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減を推進します。

また、事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。

(9) グリーン購入の推進【継続】

職員一人ひとりのごみの減量・資源化意識の高揚に努めるとともに、公共施設や公共事業において環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を推進します。

5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」

市民・市民公益活動団体・事業者が協力して、リサイクル可能なものを極力分別するよう周知し、資源化率の向上を図っていきます。また、集団回収等の取組を推奨し、資源化量の増加を図っていきます。

(1) 分別徹底の推進【拡充】

排出されたごみの中には、分別が異なるものや収集日が守られていないものなども多く見受けられます。

今後は、食品ロス削減の観点からも市民公益活動団体等と連携して是正を図り、分別徹底等の市民啓発用チラシの定期的な配布を行うほか、様々な機会や場所、情報媒体を活用して、減量化・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。

(2) プラスチック類の資源化推進【新規】

本市においては、当面は、資源ごみとしてカン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び飲料用紙容器の分別収集を行い、資源リサイクルセンター（民間事業者）において資源化を図っていきます。

また、現在ではもえるごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて検討を行います。

(3) 資源循環推進のための支援制度の充実【拡充】

本市では、家庭から出るごみの減量化と資源化を図るため、市内の町会や自治会等が行う資源ごみ集団回収に対し、「富田林市有価物集団回収奨励金交付要綱」により奨励金を交付していますが、近年、集団回収量が急激に減少しています。

このため、集団回収活動を継続的に発展させるべく、他の自治体の集団回収制度の調査等を行い、本市の交付要綱の見直しや拡充を検討します。

(4) 小型家電製品の資源化の拡大検討【新規】

本市では、使用済み小型家電（パソコンを除く）は粗大ごみとして回収していますが、鉄や銅の他、貴金属やレアメタルが含まれているため、今後は、本市と民間事業者が連携して回収し、資源化を図っていきます。また、民間事業者による回収の周知を図ります。

(5) 資源物の抜き取り防止対策の検討【拡充】

本市で収集しているごみには多くの資源物が存在しており、中にはこれを無断で抜き取り利益を得ている事案が見受けられます。このため、必要に応じて警察等の関係機関と協力して対応を進めます。

5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」

ごみとして排出されたものについては、南河内環境事業組合のごみ処理施設で減量化・資源化・安定化等の適正処理を行っていきます。また、ダイオキシン類対策をはじめ環境に配慮した運転を要請していきます。

(1) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築【継続】

ごみ排出方法（ルール）の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していきます。

また、収集作業の安全と事故防止の徹底を図り、周辺環境に配慮した収集を行っていきます。

(2) 分別収集品目の見直し【新規】

現在ではもえるごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて検討を行います。

(3) 高齢者等への対応【継続】

家庭系ごみの収集は、ステーション方式となっており、収集効率や衛生面からも有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化等の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。

このため、本市では地域社会や本市関係課と連携し、ごみの戸別収集を行う「ふれあい収集」を実施しており、今後もこの取組を継続していきます。

(4) 事業系ごみの適正処理の推進【継続】

多量排出事業者には、「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」を作成・提出してもらい、ごみの減量や適正な処理の指導を行っていきます。

また、公共施設については、ペーパーレス化を推進するとともに、ごみ排出事業者としての意識啓発を促し、公共施設から排出されるごみ削減に努めます。

(5) 適正な中間処理施設の維持管理【継続】

本市のもえるごみは、南河内環境事業組合「第1清掃工場」で焼却処理しており、今後も現在の処理体制を維持していきます。また、排ガス中のダイオキシン類濃度、燃焼ガス温度など、法令で定められた各種基準を遵守し、環境保全に十分に配慮した処理を行うとともに、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行います。

(6) 災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震では、被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶などの多大な社会的影響のほか、大量の災害廃棄物が発生しています。また、近年は毎年のように豪雨災害が発生しています。

災害により発生したごみは、「富田林市地域防災計画」（令和元年度改訂）及び「富田林市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）に基づき、迅速かつ適正に処理します。また、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、その運用マニュアルの策定等を行っていきます。

(7) 適正処理困難物等への対応【継続】

① 適正処理困難物

清掃工場では処理できない処理困難物（単車、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、消火器、農薬、ペンキ類、オイル等）は専門業者又は各取扱店に処理を依頼するよう指導していきます。

また、感染性医療廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

② パソコン等、資源家電4品目

パソコン及びその周辺機器（マウス、プリンター、モニター、キーボード）については、小型家電リサイクル法に基づき、本市と民間事業者が連携して適正に処理します。また、処理方法についても市民に周知徹底します。

資源家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき適正に処理するよう、また、処理方法についても市民に周知徹底します。

③ 小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等の小型充電式電池には、ニッケル、カドミウム、コバルトなどの貴重な資源が使用されています。また、ごみ収集車の中で破損して発火するリスクも高いため、本市ではリサイクルを推進しています。これについても、市民に周知徹底します。

(8) 不法投棄への対応【継続】

不法投棄に対しては、町会代表者などに対して、不法投棄禁止看板の設置及び貸出しをします。また、特に悪質と判断される場合は警察へ告発し、市や警察によるパトロールを実施していきます。

市域境の不法投棄については、境界自治体と連絡を取りながら対処します。河川については、大阪府と連携して対応します。

循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境に優しいまちづくりを推進するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

6.1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見込みは、表 6.1.1 に示すとおりです。資源ごみ以外のごみは、「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策により減少していく見込みです。また、「資源循環の推進」施策により集団回収量は増加傾向となる見込みです。

表 6.1.1 ごみ排出量の見込み

区 分		単位:t/年		
		実績	目標値	
		令和3年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (最終目標)
家庭系ごみ	もえるごみ	22,574	20,463	17,976
	粗大ごみ	5,105	5,263	4,930
	資源ごみ	1,932	1,959	1,944
	計	29,611	27,685	24,850
事業系ごみ	もえるごみ	4,405	4,188	3,917
	資源ごみ	61	58	54
	計	4,466	4,246	3,971
集団回収		2,641	2,858	3,256
ごみ総排出量		36,718	34,789	32,077

(2) 収集・運搬体制

現状の分別収集区分の3種6分別を当面継続し、収集頻度も現状維持するものとします。今後も現状の収集・運搬体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、事業系ごみは、事業者・収集運搬許可業者に対して、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 6.1.2 分別区分、収集頻度及び排出方法等（当面現状維持）

区分	内容	収集頻度	排出方法		収集方式	収集主体		
			シール	排出方法				
家庭系 ごみ	もえるごみ	生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他	2回/週	もえるごみシール	推奨ごみ袋	ステーション	委託	
	粗大ごみ	家具寝具類、家電製品類、金属類、せともの類、ガラス類、その他	1回/月	粗大ごみシール	種類ごとに結束等	ステーション	委託	
	資源 ごみ	カン・ビン	カン類、ビン類	2回/月	不要	半透明の袋	ステーション	直営
		ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用のペットボトル	2回/月	不要	半透明の袋	ステーション	直営
		プラスチック製容器包装	ボトル、パック、袋、発泡スチロール製緩衝材、トレイ、カップ	2回/月	不要	半透明の袋	ステーション	委託
		飲料用紙容器	牛乳パック等	2回/月	不要	水洗いして結束	ステーション 拠点	直営
事業系 ごみ	もえるごみ	生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他	—	有料シール	半透明の袋	戸別収集	委託	
	カン・ビン	カン類、ビン類	—	有料シール	半透明の袋	戸別収集	直営	
古紙・古布	新聞、雑誌、段ボール、古布等	随時	—	種類ごとに結束	集団回収	各町会等		
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	随時	—	—	戸別収集	委託		

6.2 中間処理体制

(1) 中間処理施設

南河内環境事業組合所管のごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設等の既存施設については、運転開始から長期間が経過していることから、計画的な点検・整備を継続するとともに、基幹的設備改良工事等の実施を検討していきます。

また、長期的には国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等を踏まえながら、施設の更新も見据えて、大阪府が推進している広域的な処理や施設の集約化についても考慮していくものとします。

表 6.2.1 中間処理施設の概要（再掲）

施設名		焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
区分	所在地	富田林市大字甘南備2345	
	敷地面積	12,056.72㎡	
工事	着工	昭和57年7月23日	昭和60年8月22日
	竣工	昭和60年7月30日	昭和61年3月31日
	処理方法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
	処理能力	300t/24H (150t/24H×2基)	回転式 50t/5H×1基
	ピット容量	ごみ 3,225㎡ 灰 350㎡	破碎ごみ 1,497㎡

(2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 6.2.2 に示すとおりです。ごみ焼却施設の処理量は、ごみの減量化によって徐々に減少していきませんが、資源ごみ分別回収の強化等によって資源ごみ量は概ね令和3年度（基準年度）実績程度で推移する見込みです。

表 6.2.2 中間処理量の見通し

区 分		単位:t/年		
		実績	目標値	
		令和3年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (最終目標)
ごみ焼却施設	焼却処理	31,922	29,728	26,648
粗大ごみ処理施設	破碎・選別処理	5,105	5,263	4,930
資源化施設	選別・圧縮等	1,993	2,017	1,998

6.3 最終処分体制

(1) 最終処分場

南河内環境事業組合所管のごみ焼却施設から搬出された焼却灰は、引き続き大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ委託し、最終処分を行います。

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 6.3.1 に示すとおりです。令和3年度（基準年度）に比して約16%程度の削減となります。

表 6.3.1 最終処分量の見通し

区 分		単位:t/年		
		実績	目標値	
		令和3年度 (基準年度)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (最終目標)
最終処分場	埋立処分	4,232	3,960	3,550

7.1 計画の推進

本計画で掲げる目標の達成には、市民、市民公益活動団体、事業者及び行政の各主体がそれぞれに求められる役割を理解し、協働しながら、行動していくことが必要です。

本市は、本計画に則して行動するとともに、主体間の調整や関係の円滑化に努めることで、計画の着実な遂行を図ります。

7.2 計画の進行管理

本計画を円滑・着実に、また、より高次の取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（実施）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、「広報とんだばやし」やホームページ及びSNS等を活用し、広く市民に公表していきます。

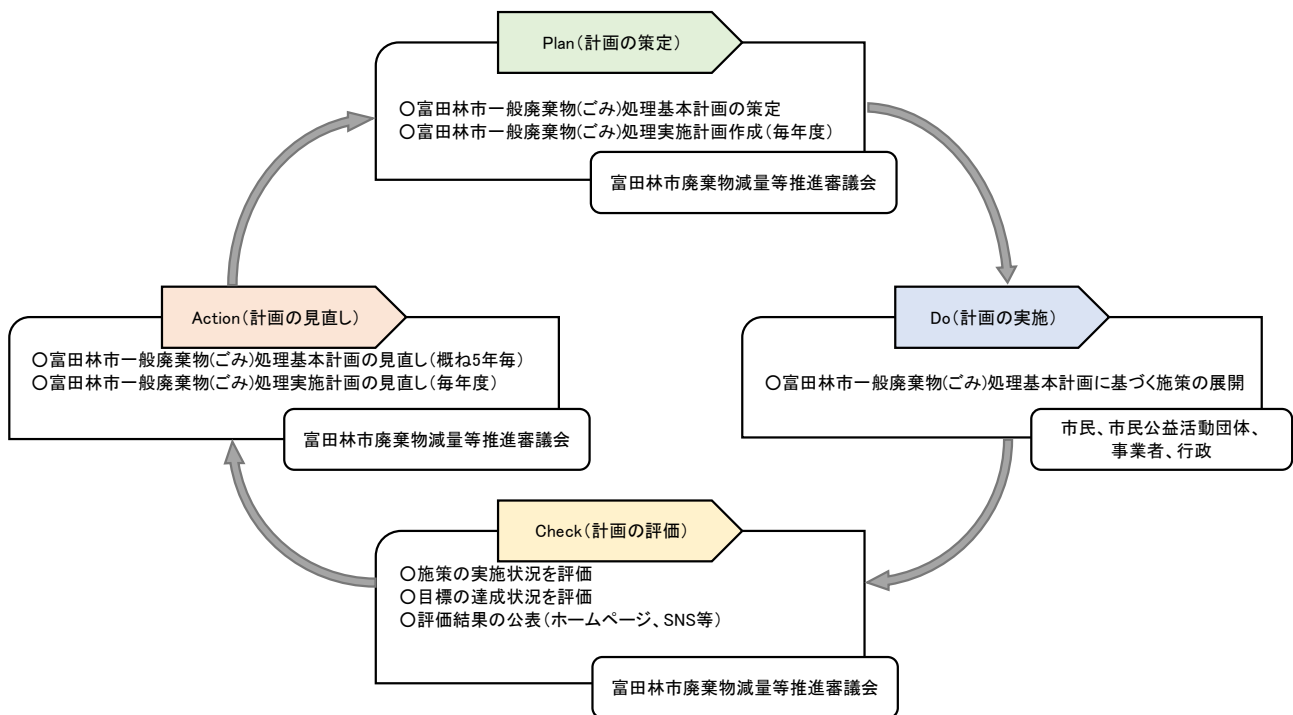


図 7.2.1 本計画の進行管理方法

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

「廃棄物処理法」第6条1項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内のごみの処理に関する計画です。

ごみの ①発生量及び処理量の見込み ②排出抑制の方策 ③種類及び分別区分 ④適正処理の方法及び実施者 ⑤処理施設の整備 ⑥その他関連する事項 について定めています。

ごみ処理計画には、ごみの処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

大阪府災害廃棄物処理計画

大阪府における災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿および片付け等に伴い排出される災害廃棄物について、生活環境の保全および公衆衛生を確保しつつ、再資源化等を図りながら、迅速かつ適正に処理することを目的とした計画です。

大阪府循環型社会推進計画

大阪府におけるプラスチックの資源循環の促進や海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、プラスチックごみ対策に重点的に取り組むこととし、新たに使い捨てプラスチックの排出削減やリサイクル等に関する目標を設定した計画です。

大阪府食品ロス削減推進計画

事業者、消費者等の多様な主体と連携し、大阪府における食品ロス削減の取組を総合的かつ効果的に推進することを目的とした計画です。

大阪湾フェニックス

昭和56年に公布された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏において昭和57年3月に2府4県159市町村港湾管理者の出資により設立されました。地方公共団体等から、委託を受けた一般廃棄物等や産業廃棄物等の埋立を行っています。

現在、泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の処分場を有しています。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し、再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

か行

核家族化

本来は一組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のことを指しますが、広い意味では、単身で居住している世帯も含めて考えられます。

家庭系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のことです。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

環境基本法

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

拠点回収

家庭から排出される再生資源を、市が公共施設や商店等に設置した回収拠点で回収し、資源化を行うことです。富田林市では、牛乳パックと、リチウムイオン電池等の小型充電式電池の拠点回収を行っています。

グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、国等の機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスを調達すること等を義務づけた法律です。

ケミカルリサイクル

ケミカルリサイクルとは、廃棄物を化学合成により他の物質に変え、その物質を原料にして新たな製品を作るリサイクル方法です。具体例として、廃プラスチックを溶かして水素や二酸化炭素などの合成ガスを生み出し、水素をアンモニアの製造に再利用したり、二酸化炭素から炭酸ガスやドライアイスを作り出したりすることが挙げられます。

減量化

「排出抑制」や「再使用」等の施策を通じて、排出されるごみを減らすことです。

小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済みの小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタル等を回収・資源化することを目的とした法律です。

ごみ組成

ごみの中に混ざり合っている物質を、分析によって10種類又は6種類に分類したものです。

さ行

再資源化

ごみとして排出されたものを再び有価物として利用するための工程を指します。「再生利用」と同義です。

最終処分

廃棄物を埋め立てて、廃棄処分することです。固体廃棄物や減容（かさを減らす）処理した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことで、最終的なごみの処分法として古くから行われてきました。

再使用

いったん使用された製品や部品・容器等を再使用することです。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのままもしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用

廃棄物を再利用することです。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）、化学的な処理を施し他の物質に転換してから再利用するケミカルリサイクルがあります。「再資源化」と同義です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、「廃棄物処理法」で規定された20種類の廃棄物のことです。代表例は、石炭がらや焼却炉の残灰などの「燃えがら」、鉱物性油や動植物性油などの「廃油」、鉄鋼または非鉄金属の破片や研磨くずなどの「金属くず」などです。

三成分

廃棄物を可燃分、灰分、水分に分類したものです。この三成分で廃棄物の性状や燃焼性を認識でき、ごみ焼却施設の設計に欠かせない項目です。可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくい廃棄物であることがわかります。灰分は、燃やしても残る成分で、最終処分量の検討に利用されます。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものです。

資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品などの利用促進を目的に制定された法律です。

市民公益活動団体

非営利かつ自主的な活動で、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とす

る活動を行う団体のことです。具体的にはNPO活動やボランティア活動がこれに当たります。

集団回収

自治会・子ども会・マンション管理組合等が主体となり、各家庭から出る古紙類やカン類等の資源物を回収して資源回収業者に引き渡す、市民の自主的なリサイクル活動を指します。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉です。循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分の優先順位を明記しています。

浄化槽汚泥

排水を処理する浄化槽の底に、汚れが分解できずに汚泥となって溜まるものです。

焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物である灰分と、不燃物・可燃物の燃え残り（未燃物）とから成ります。

焼却灰

廃棄物を焼却した後に残った灰のことで、焼却炉本体から排出される焼却残留物です。

衝撃剪断併用回転式

衝撃・せん断作用でゴミを破砕するハンマーを伴った、回転式の破砕機による処理方法です。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要とされています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロス削減推進法」とも呼ばれ、食品ロスの削減に関して国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

処理手数料

市民や事業者等の排出者に対して、ごみ処理に係る費用の一部として徴収される料金です。

新富田林市生活排水対策基本計画

富田林市の地区毎に適切な整備手法を定めることで、生活排水100%適正処理を早期に達成す

ることを目標とした計画です。「廃棄物処理法」第6条に基づく一般廃棄物処理計画の一部である生活排水処理基本計画と、「水質汚濁防止法」第14条の9に基づく生活排水対策推進計画を兼ねています。

ステーション方式

複数の家庭が利用するステーションと呼ばれる地域の集積所にごみを出し、収集車が各ステーションを回って収集する方法です。

全連続燃焼式機械炉

焼却炉内へのごみの送入、炉内のごみの移送・攪拌、炉内からの焼却灰の搬出を連続的に行うことのできる機械設備を備え、ほぼ定常的な燃焼管理を行う焼却炉の形式を連続燃焼式焼却炉といいます。一日の稼働時間により、全連続燃焼式と準連続燃焼式があります。

た行

ダイオキシン類

物の焼却の過程等で非意図的に生成する副生成物のことです。難分解性の物質で、環境に放出されると土壌や水環境中に長期間残留し、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われています。「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義しています。塩素が付く数、位置によって多くの異性体（223種類）が存在し、異性体ごとに毒性の程度が違います。

第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、平成30年6月に閣議決定されました。概ね5年ごとに見直しを行います。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会の事です。日本では、2020年10月に菅義偉前首相が「2050年を目途に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という脱炭素社会への所信表明をしました。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれ、大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）等「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象の事です。地球温暖化は、大気中に二酸化炭素やメタン、フロンガスなどの「温室効果ガス」が増加することによって起きます。中でも石炭や石油などの化石燃料を燃やした際に出る二酸化炭素の影響が大きいとされています。産業革命以降の工業化のエネルギーには化石燃料が使われたため、現代の大気中の二酸化炭素の濃度は、18世紀半ばと比較して約30倍に増えているともいわれています。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど、再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

直接搬入

排出者が自ら処理施設にごみを運搬することです。事業者が自らのごみを市の認可を受けた許可業者に依頼して処理施設に運搬することも、直接搬入と定義されています。

低位発熱量

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気

化する際に失われる熱量を除いた熱量であり、真発熱量ともいわれます。ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる単位です。低位発熱量が高いごみで、プラスチック類や紙類などの含有が多く水分の少ない9,000kJ/kg以上のごみを高カロリーごみといい、焼却炉の運転管理や炉の設計に高カロリーごみの特別な対策が必要となります。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させる社会をイメージした言葉です。平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」の中で、必要な取組として示されています。

適正処分

排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の後に行われる最終処分の事です。

適正処理困難物

一般廃棄物の処理義務は原則として市町村にあります。近年の製品の複雑化を考慮すると、すべてを市町村において処理することはできません。そこで「廃棄物処理法」第6条の3では、全国的に適正な処理が困難となっているものを環境大臣が「適正処理困難物」に指定できることと定めています。また、同法第6条の3第2項においては、市町村長が製造販売者に対して引き取り等の協力を要請できるものとしています。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、有害性があり、他の廃棄物と区別して収集・運搬および処理・処分しなければならないものです。PCB含有部品（廃エアコンディショナー等）、ばいじん（集塵設備によって集められた灰）、感染性廃棄物（家庭用医療機器等）を指します。

富田林市災害廃棄物処理計画

富田林市における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とした計画です。

富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画

総合ビジョンとは、富田林市の将来像と、それをめざすためのまちづくりの方向性を示したものです。総合基本計画は、総合ビジョンで掲げるまちの将来像を実現するために、必要な施策の方向と内容を示すものです。

総合ビジョンおよび総合基本計画は、今後の市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針であり、個別の計画や施策の基本となるものです。

富田林市廃棄物減量等推進審議会

平成7年3月に「富田林市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」第6条に基づいて設置された審議会です。一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、啓発活動等の一般廃棄物の基本方針に関する事項等を審議します。

富田林版SDGs取組方針

2019年7月に策定された、3つの基本的方向（(1)SDGsの理念の理解促進、(2)市政におけるSDGs要素の反映、(3)SDGsを介した多様な連携の創出）について定めた方針です。

富田林市分別収集計画

富田林市における容器包装廃棄物を、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」第8条に基づいて分別収集し、最終処分量の減量化を進める一方で、廃棄物循環型社会を構築するため、関係者が一体となって取り組むべき方針を示し

たものです。

な行

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱を、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。「サーマルリサイクル」と呼ぶ場合もあります。

熱灼減量

廃棄物を高温で強熱することによって揮発・減量する部分の量です。主に有機成分、可燃成分に由来するものを指します。ごみ中の可燃分、焼却残渣の未燃分中の有機成分を測定したり、最終処分の基準の是非を確認するために検定されます。

は行

廃棄物処理基本方針

正式名称は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき平成13年5月に定められました。平成28年1月に改正されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

排出抑制

リデュースとも呼ばれ、廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルよりも優先されます。事業者には、原材料の効率的な利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

費用対効果

ある施策に費やした費用に対して、どれくらいの効果を得られたのかを表します。施策を立案する際に、費用便益分析として、その施策を行うことに掛かる費用と、行わないことで必要となる費用とを、得られる便益と比較し、貨幣価値として算出します。

不法投棄

定められたルールを守らず、違法に廃棄物を捨てたり埋めたりする行為のことです。「廃棄物処理法」では、産業廃棄物は、排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされていますが、産業廃棄物が増加しているにもかかわらず、最終処分場の確保が困難なため無許可業者による不法投棄が増加しています。また、大規模な産業廃棄物の不法投棄以外にも、廃家電、使用済自動車、廃船、日常生活に伴う家庭ごみや粗大ごみの不法投棄も増加しています。罰則規定があり、個人の不法投棄に関しては5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられること、法人の不法投棄に対しては3億円以下の罰金刑が科せられることとなっています。

プラスチック資源循環戦略

平成30年に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を受けて策定されたもので、

国内のプラスチックの資源循環を推進することを目的とした戦略です。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチック資源循環促進法」とも呼ばれ、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を定めた法律です。

ま行

マイバッグ

有料となったレジ袋の代わりに持参し、繰り返し使う買い物袋のことです。最近では、ペットボトルを再資源化したものや奇抜なデザインをしたもの、保冷機能付きや買い物かごにぴったりセットできるものなど使いやすく工夫をしたものも販売されています。

マテリアルリサイクル

マテリアルリサイクルとは、廃棄物を新たな製品の原料として再利用するリサイクル方法です。マテリアルは英語で「物」という意味で、文字通り、物から物へとリサイクルすることを指します。例として、ペットボトルを原料にしてペットボトルや衣服などを作る、古紙を原料にして再生紙をリサイクルすることなどが挙げられます。

南河内環境事業組合

ごみ処理場とし尿処理場の設置および維持管理に関する事務を行う組合です。ごみ処理区域は富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村の6団体、し尿処理区域は前述の6団体から河内長野市を除く5団体です。

や行

有価物

再生利用ができる資源物や売却できる価値のある資源物等を指します。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭から出るごみの6割（容量比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。指定の容器包装（ガラスびん・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定しています。

わ行

ワンウェイプラスチック

一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のことで、withコロナによる新しい生活様式の浸透により、飲食のテイクアウトや宅配サービスを利用する人が増えており、プラスチック製容器などのワンウェイプラスチックごみが増加しています。

英数字

1人1日当たりの排出量＝原単位

年間のごみ総排出量を当該年度の人口と年間日数で除して求めた値で、市民1人が1日に排出したごみの平均的な量を表す指標です。

2030大阪府環境総合計画

大阪府環境基本条例に基づき、現在および将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画です。

3 R

Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったものです。廃棄物処理やリサイクルの優先順位を示しています。

4 R

3 RにRefuse（断ること）を追加したものです。Refuseとは「不必要なものや余計なものを断ること」で、Refuseは3 Rよりもさらに優先すべきとされています。

SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030年までに目指すべき新しい世界の目標です。

SNS

SNS（Social networking service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、会社や組織の広報としても利用されています。SNSとして挙げられる代表的なものとして、LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）などがあります。

RDF

RDF（Refuse Derived Fuel）とは、可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料のことで、RDFは専用の装置で燃やされて、乾燥や暖房、発電などの用途に供されます。

富田林市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【中間見直し】

発行：令和5年3月

富田林市 市民人権部 環境衛生課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

TEL 0721-25-1000 FAX 0721-26-2386